福祉·住宅連携会議 講演会講演録

報 告 書 平成29年8月·11月









平成 29 年 福祉・住宅連携会議講演会録

講	演会
	平成 29 年8月2日(水)
	● 「新たな住宅セーフティネットの構築について」 国土交通省 住宅局長 伊藤明子 氏 ・・・・・・・・・04
	平成 29 年 11 月22 日 (水)
	● 「地域福祉で活きる改正住宅セーフティネット法」 東北大学公共政策大学院教授 白川泰之 氏 ・・・・・・・14
	● 「地方包括ケアシステム構築をめざした福祉と住宅の連携」 地方独立行政法人大牟田市立病院 地域医療連携室次長兼総務課参事 牧嶋 誠吾 氏・・・・・・・20
	● 「後見制度と不動産、居住支援活動との関連性について」 株式会社あんど 代表取締役 西澤希和子 氏・・・・・・・26

資料

講演録

平成 29 年 福祉・住宅連携会議

平成 29 年 8 月 2 日 (水) 14:00 ~ 福島市「こむこむ」わいわいホール





講演録

■講師

国土交通省住宅局長 伊藤明子 氏

■ 演 題

「新たな住宅セーフテイーネット制度について」

新たな住宅セーフティーネット制度について

皆様こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、 国土交通省住宅局長の伊藤でございます。この仕事を お引き受けさせていただいたときは審議官だったので 比較的気楽に「いいですよ」と言ったのですけども、 この7月にお陰様で住宅局長を拝命することになりま した。「えー!行くんですか!この時期に」と言うのを 振り切って参りました。本日はどうぞよろしくお願い いたします。

福島県の皆様には若い時からいろんな形でお教えをいただいておいりました。また東日本大震災のときには「これからどうしようか」ということで、お休みの日だったと思うのですけれども、お伺いさせていただいて、皆さまと意見交換をさせていただきました。非常に思い出深いものがあります。まだまだ福島の復興は道半ばでございますので、私としても引き続き支援をしたいと思います。

今日は、やや毛色が変わっておりまして「福祉との連携」ということでございます。前段で皆さんも御議論されたかと思います。新たな住宅セーフティーネット制度、この間の国会でセーフティーネット法の改正をしました。10月の末に施行される(10月25日施行)住宅セーフティーネット法の制度について説明させていただきます。
**P322

新たな住宅セーフティーネット制度の概要です。簡単に言いますと「ヒトの課題」と「モノの課題」があり、両方からアプローチが出来ると思います。

「ヒトの課題」と言いますのは単身高齢者が増えているとか、子育て世代をどうするかとか、住宅でお困りの方々がおります。一方、空き家はあるのですけれど、大家さんはそういう方々に対して入居拒否感を持っています。孤立死をされると嫌だとか、家賃滞納される

と嫌だとか、いろんな理由です。

もう一方の「モノの課題」それを公営住宅で、とてもとても公営住宅を増やす状況ではない。そんななか民間の住宅、戸建て住宅、それらは空き家が非常に多いという状況になっている。これを結びつける。「民間の空き家住宅を活用して住宅セーフティーネットにしよう」と。これが新住宅セーフティーネット制度の主旨でございます。

住宅政策を進めるなかで単身・高齢者が増えその状況に対応可能な住宅の戸数不足から来ているのです。 民間住宅と公営住宅の全体の流れは新規の供給から既存活用対策に移って来ております。公営住宅も公共団体が建てる、あるいは公社が建てる、それらの手法から民間のストックを活用してそれを支援する。その方向になってきています。 *P32-3

今後は単に住宅数を供給すればよいということでは ありません。先ほど福祉の方からご報告があった通り 「ハード+ソフト」で対応しないと暮らしを支えられな い状況になっています。

公営住宅は直接建設や借り上げという形で一戸々々 供給する公共団体が管理する制度なのですが。(P 32-3) 左上が公営住宅で公共団体が供給する。それから特優賃とか公優賃については公共団体が計画を認定して応援する。今回の「新たな住宅セーフティーネット制度」は民間に主体になってもらい公共団体が支援するという形です。制度的に見ても公共団体が行うものは法定補助で、絶対に補助する。それに対して民間の住宅は基準を満たし公共団体に登録していただいて、予算補助で応援する。こういう制度になっております。

先ほど申し上げた通り公営住宅は今後増えない。グ*P349 ラフは最後ちょっと伸びています。これは東日本大震 災の関係で復興公営住宅の供給戸数が伸びているから で、実質的にはあまり増えてない。公営住宅は応募倍 率が高くてかつ長期空き家がほとんど無い状況です。 「じゃぁどうするのだ」ということです。 民間住宅の活用ですが、基本は民間にやってもらい* P34-10 公共団体は登録を行うということになります。

ですが、どんな住宅でもいい訳じゃない。登録基準で一定のレベルを確保する。例えば耐震性があるとか、面積とか、設備とかバリアフリーだとか、あるいは家賃が高額じゃないとか。最低限のスペックを確保したうえで情報開示をして入居者に選んでもらう。民間にやっていただくのでインセンティブとして「補助」と「融資」を用意するのが基本的なスキームです。

一方、今、空き家は全国で820万戸と推計されてい*P34-11 ます。賃貸の住宅の空き家も在るのですが、持ち家として建てられ、なんとなく空いている住宅がたくさん在る状況になっています。我々は「その他空き家」と言っています。持ち家だったものが空いて増えています。これは持ち主が「積極的に活用しよう」という気持ちが無いものですから増加が著しいです。空き家の多い地域では非常な問題というか、むしろ地域課題になっています。

では「そのような空いた住宅は全部使えないのか」。* P35-12 820 万戸のうち耐震性も無いし、老朽でぼろぼろの空き 家もたくさん在ります。持ち家だった空き家は「その他の住宅」ですけども318 万戸。その中で耐震性もあり不朽破損も無い住宅が100 万戸ぐらい在る。

賃貸住宅でも 265 万戸ぐらい在ります。立地が悪くない住宅が在るのに、なぜか空いている状態です。活用できるものは活用していくと考える必要があると思っています。福祉側は「そんなに進んでない」と言っても、そんなことはないと思います。今こんな状況です。

空き家対策です。空き家対策特別措置法が平成 26 年* P35-14 に議員立法でできました。今まで公共団体・市町村が、空き家の中で隣の住宅にもたれ掛かったり、雪が降ったときに前面道路に壊れていったり、問題のある空き家に関して除却をする。ちゃんと管理するよう指導することを条例で対応されておりました。これを「もう少し法体系に載せて欲しい」と話が出て来ました。

公共団体の空き家対策 107 市区町村と下図にありますが、今はもっと増えて2~300 計画は出来ております。 酷い空き家は勧告をして壊してもらう。その手続きを きちんと整理する。それから税の仕組みでも壊すよう 促す。

税については、住宅が建っているだけで固定資産税が約1/6に減額されている。それに対して「特定空き家」勧告をされたもの「これはぜんぜん住宅じゃない」と認められたものは1/6の特例が利かなくなる。一種の飴を取り上げる。

もう一つ。覚えておいていだだくと便利だと思うので紹介します。相続、昭和56年以前の「新耐震以前の 実家」をお持ちでしたら「壊す、もしくは耐震改修」 して市場に出して売る。実家を譲渡したら譲渡所得と して税金が掛かるのですが「三千万万円の特別控除」が、 平成28年から施行されています。これは被相続人が亡 くなられてから3年に限ります。

普通は相続の時に空き家ができます。相続時から3年 以内「実家を壊して売るか」または「耐震改修して売る」 と三千万円の特別控除があります。三千万円以上の実 家はそんなに無いはずなので実質上「譲渡所得税が掛 からない」のでございます。比較的人気がある税控除 です。今後、個人的な実家の相続があればご確認いた だければと思います。

空き家になる住宅を「壊していこう」という動きは全体にあるのですが「活用していくとうのはどうか」と。これが今回の話でございます。先程来申し上げましたように「民間の空き家・空き室をそのままにしておかないで、出来るだけ世のために使っていただく」ということであります。

単身世帯が増えたり若年層の収入が減ったり、ひ*P35-15とり親世帯が増えたり、こういう状況にどう対応するかです。

川崎の簡易宿所の火事です。あるいは北九州での賃*P36-16 貸住宅で、このような事態が起きました。社会的な弱 者が非常に劣悪な住宅、劣悪な居住環境に追い込まれ るという例がたくさんあります。阪神淡路大震災でも たくさんのアパートが倒壊しました。「被災者は高齢者 が多かった」と記憶されている方もいらっしゃると思 います。「社会的弱者が劣悪な賃貸住宅に追い込まれる のに対して、きちんとした住宅を出来るだけ多く供給 するような形にしていかなければ」と思っています。

もう一つは地域包括ケアシステム。植木鉢の絵です。* P36-17 医療も介護もそうですが「外付け」と言いましょうか、住まいがベースにあって、医療とか介護とか、あるいは保険とか予防とか、外から施設という形ではなく、やっていくというのが全体の動きであります。住み慣れた地域に住むっていう理念的なものです。団塊世代の高齢者が増えていくに当たって、施設なり病院なりで対応するというのは不可能なことから、この絵のような地域包括ケアシステムになっている訳です。

それを放り投げられた「住宅部局としてどう考えるか」。サービス付き高齢者住宅のときに話をするのですが、住宅とサービスの建て付けにする場合に「ぴったり付くか」地域包括ケアシステムに対してはぴったりと付きません。「外付け」と言われ、とりわけ家族が居ない場合はなかなか難しい。その時に重要になるのは、*P36-18次図(P 36-18)の真ん中の赤いところです。一種の糊みたいな役割です。サービスと住宅をつなぐというものです。

右側にあります食事とか家事代行とかお金を払って もらえるものは乗り易いのです。左側の「安否確認」 なんとなく横に居てあげて「あの人は最近おかしいよ」 サービスっていう程のものじゃないのでお金にならない。家族だと簡単にできるのですが、なかなかそれが 出来ない。

それに対して、かねてより「シルバーハウジング」* P36-19 バリアフリーの公営住宅を造って、ライフサポートア ドバイザーという格好で横に誰か居ていただくという さりげなくサポートする制度があったのです。介護保 険が出来てから「介護保険でやればいいじゃないか」 という話もあります。

公営的賃貸住宅にも高齢者が増え過ぎ「なんでこの人達だけ」みたいな話になってしまいました。モデル事業的なもので今はあまりやっていないです。

要はライフサポートアドバイザーの役割というのが 先ほどの(P 36-18)の赤いところです。サービス付き*P37-20 高齢者住宅の場合は、高齢者に対するサービスなど色々 問題があります。必須サービスとして安否確認サービ ス、生活相談サービスということです。「高齢者の賃貸 住宅をやられるのであれば、必ずこういう人たちを何 らか関係付けてください」ということです。基本的に は同一の敷地の中で、最近は緩めて「500 m以内だった*P37-21 らいいよ」ということです。高齢者達を見守る。見守 り人付き住宅がサービス付き高齢者住宅です。サービ スとありますが、介護付きではなくって見守り人が付 いていて、外付けで介護サービスをするということで す。

新たな住宅セーフティーネット制度の概要

さて今回のサービス付き高齢者向け住宅は何が課題*P37-23になるか。モノの問題とか色々あるのですけど、制度的に言いますと、厚生年金でお入りになられるような方々の高齢期の住まいということになっておりまして「低所得者はどうするの」に、実は応えられていない。それから「高齢者以外の住宅弱者も居るけど、どうするの」っていう課題です。それが「新たな住宅セーフティーネット制度」を作る背景です。

住宅セーフティーネット法というのは議員立法で出来た法律で一種の理念法です。「もうすこし福祉とも連携して住宅弱者に対して住宅供給をしなきゃいけない」低額所得者だけではなくって、災害被災者、高齢者、障がい者、子どもと生活する家族、等々。そのと*P4240き一番大きかったのは居住支援協議会です。公共団体だけではなく、宅建協会などの不動産団体とか、居住支援団体。「こうした人たちをサポートしていく事が必要じゃないか」ということです。居住支援協議会が全*P4241都道府県と幾つかの市区町村に出来ているという状況です。

先ほど申し上げたような背景の中で今回の「住宅セー*P38-24 フティーネット法」は何を目指しているか。一つ目は 住宅確保要配慮者。住宅にお困りの方々の入居を拒否 しない。高齢者だからと「入れない」と言わない賃貸 住宅の登録制度を作る。

二番目は、その中でもとりわけ住宅確保が困難な住宅確保要配慮者「住宅弱者の専用にしますよ」ということ。拒否しないじゃなくって「専用にしますよ」と宣言していただくのであれば、その住宅の改修、あるいは入居者の経済的支援を制度的に用意します。

三番目は、物の話だけじゃ駄目なので、それらのマッチングとかを市場の中でやっていく居住支援団体なんかを応援します。

仕組みは大家さんが「基準に合っている住宅を都道 府県等に登録する」要配慮者、お困りの方々はその情 報を持って自分が入れそうな住宅を選んで、お入りい ただくのです。その時に入居相談とか、こういう方々 は所得の問題だけではなく福祉的な観点からサポート を必要とされる方が多いです。

「見守り人付き」と申し上げましたけど住宅に内在して 「誰か付ける」となると凄いコストが掛かります。それ は難しい。居住支援協議会で「もっとフワッとした感 じで応援していくようなのをやろうじゃないですか」 というのが今回の「新たな住宅セーフティーネット制 度」の概要です。

そのときには大家さん「それぞれ応援してくださいね」「ご協力くださいね」という訳で、いろんな応援措置を作ってるということであります。

全体で言いますと、都道府県・市区町村が供給促進計* P38-25 画を作る。供給計画は実質的に二つあります。一つは「住宅確保要配慮者って誰よ」次図(P 39-28)にありますけれども、法律上は「低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者」と書いている。ですけど「その他省令で定める者」とも書いています。例えば外国人ですとか、東日本大震災の大規模災害の被災者ですとか、さらに「都道府県や市町村が供給計画において定める者」と書いてあります。福島県内にUJIターンする者を、仮に住宅弱者として福島県や市町村がお定めになれば、ここに位置づけられて住宅弱者として整備されていることになります。制度上お定めになれば応援する者です。これが法律の供給計画の実質的な意味であり、範囲を決めるということです。

もう一つ、「住宅の登録基準」は幾つかあります。こ* P39-28 れを (P 39-29) に書かせて頂きました。規模が一定以上、最低居住面積以上だから「基本は 25㎡以上」それから耐震性があって、一定の設備が有って、家賃がほったくりじゃなく近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。そして、地方公共団体が定める計画に照らして適切であること。地方公共団体が供給計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能って書いてあります。公共団体が基準を変えられる

ということなのです。住宅政策上、議論があるところではあります。共同居住型を基準の中で決めております。ですから「一戸建てをシェアしてお住まいになるのも許容しようじゃないか」となっています。その場合は必ず一人一室。基本的に単身者の基準です。専用の居室は一人一室。9㎡以上ですから6畳以上になりますね。だけど住宅全体は普通の最低居住水準というのは4人家族で50㎡です。「狭い」と思われるかも知れませんが、最低居住水準は10㎡×人数+10㎡。10×4+10で50㎡です。それよりは「ゆとりがあるようにしてね」ということ。なぜかというと、お住まいなる方が他人だからです。このような基準「設備は必ずこれぐらい造ってください」と。この基準で共同居住型として整備するということです。

かねてより住宅行政は「設備の共有はだめだ」「基本的に一世帯一カ所、付ければだめだ」と言っていたのです。家賃補助って簡単にできませんので、共同・居住型も許容しようじゃないかと。

このような面積 9㎡なので「もう少し広くしろ」とかは 公共団体の方がお決めになればいいことです。国が一 応 9㎡にしたのは「最低限、共用部分も含めてある」と いうのが一つ。もう一つは戸建て住宅。先ほどの「そ の他住宅空き家が増える」と申し上げました。それを 念頭に置くと、面積基準を大きくすると個室の間仕切 りを全部変えなきゃいけなくなり「改修費が掛かり過 ぎるので大変だ」ということで、このような基準にし ています。この供給計画にはこういう意味があるとい* P38-25 うことであります。この住宅を登録していただいて、 都道府県が登録住宅の情報開示と賃貸管理の指導監督 をするということです。

さて、大家さんはその改修に対してインセンティブが無いとやってくれません。「今度は拒否しない、要配慮者専用にします」と届けた場合は、案内の通り補助金適正化法がありますので「10年間要配慮者専用に供してください」というふうになります。改修費補助と住宅金融支援機構の「改修費融資」それから低額所得者の場合には「入居者負担低減措置」を用意しています。

もう一つは「マッチング」です。居住支援法人を先* P38-27 ほどご紹介しました。その芯になる「居住支援協議会」という団体を紹介しました。芯になる居住支援法人として指定して、そういう方々を色々と応援するような事を考えております。

それからもう一つ。民法改正がありまして3年以内*P45-25に施行される予定になっています。住宅についても大きい話であります。次の図、(P45-25)何十年ぶりの大改正です。

民法改正で一番大きいのは個人の保証に関して「保証する限度額の要件化」です。どういうことかと言うと「おじいさんが保証人になって財産まるごと取られ

たって」と。お聞きになる話だと思いますが、それについて「それはあんまりだ」と。「じゃ〜幾らまでか」と。「必ず書かなければいけない」と民法で決まりました。

今は賃貸住宅の場合に連帯保証人、さらっと書いて ある。これって何かあったときの緊急連絡人かなーぐ らいで、ひょいと書いて、判子をポンと押されている と思うのです。あれは「どこまででも保証しなきゃい けない」ってことです。それに対して幾らっていう極 度額を書くということになります。3年内施行で、私ど もが賃貸住宅の標準契約書を見直しています、これが 必ず必要になる。そうじゃないと無効ですとなる。「保 証人ってお金だったの」ということになります。「幾ら ぐらいの額を書くのがいいか目途を示してくれ」と。今、 私どもで議論しているところです。非常に大きいです。 今までも話があった、いわゆる敷金の性格ですね。敷 金というのは通常の場合「基本的には返さなければだ めよ」と。原状回復についても通常のものであればそ れは大家さんの負担ですよと。標準契約書に書いてい たことも、合わせて書かれることになります。一番大 きいのはここだと思います。

そうなったら、高齢者等はお友達も高齢になっていて「連帯保証人を探すのも大変だ」と「お友達もそんなに居ないよ」と。困ってらっしゃったかと思います。 民法改正によって、ますます困るので家賃債務保証業者の登録制度を作る。(P4449)です。

家賃債務保証の現状を見ますと、少子化と人間関係*P4448の希薄化もあり「保証人になってください」と頼む。 菓子折をさげて頼む文化がだんだん無くなっています。 そこで家賃債務保証会社による保証が増加しており「ますます加速されるだろう」ということがあります。

そのために家賃債務保証業者の登録制度を作るとい*P44-49うことです。

今、家賃債務保証業者に誰でもなれます。保険じゃないので「企業とか誰かが見てくれているのじゃないか」と思われるかも知れません。誰も見ていません。一回、家賃債務保証業者を全国登録させて、登録じゃない人にはやらせないことを含めた法案を出しました。が、あえなく他のところで引っ掛かり廃案になりました。私は担当官として酷い目に遭ったのです。ですから「登録しないと業務ができない」それは厳しいと思いますので「任意でいいけど登録制を作る」この登録*P4450制度に登録したら「何かいいことがあるの」ということであります。

国に登録すれば住宅金融支援機構が家賃債務保証の*P4451 保険を引き受けます。逆に言うと「住宅金融支援機構 が家賃債務保険を受けるのは、家賃債務保証業者に限 る」ことにしようと思っています。因みに家賃債務保 証業者の登録制度は規則があるとか、あまり酷い取り 立てをしないとか、ちゃんと書面交付で契約するとか。

要は酷い業者じゃないということにします。何で住宅 金融支援機構が家賃債務保証をやるかと言うと「住宅 弱者の方、家賃払ってくれないリスクが高い人がたく さんいらっしゃる | で「やっぱり困るなー | と思います。 当然、家賃債務保証業者が「リスクの高い人は出来る だけやらない方がいい」ってことになります。そうす ると賃貸住宅に入れないことになります。ですから家 賃債務保証業者の人たちに出来るだけやってもらうた めに、リスクをある程度カバーしてあげなきゃいけな い。住宅要配慮者が登録住宅にお入りになった場合に 「家賃債務の保証について保険を掛ける」今のところ7 割になると思いますが、7割は補填してあげる。それは その家賃債務保証業者がやる、全部の家賃債務保証業 ではなくって、この人、あの人という格好で引き受け るのもOK。とても保険とは思えないようなリスクの 高いことを住宅金融支援機構の保険という格好でやる。 そうすることによって比較的安心して家賃債務保証を やっていただくことが出来るのではないかと思います。 当然こういう人達はあんまり変な人たちではないとか、 広く資金力が有るという計画です。保険でやりますと いうのが (P 44-51) に描いてあります。

一回、戻りますが、そういうようなことをやることが、* P4553 家賃債務保証業者の円滑化であります。併せて生活保護受給者についての住宅扶助費の代理納付もできるだけ進めていただくような話を入れております。

もう一回戻りますと「どういう応援するか」は(P*P39-30 39-30)です。改修費補助と入居負担の軽減のための支援処置があります。が、あくまでも「補助を受けた者は専用住宅化してください」ということです。

面白いのは、高齢者だけじゃない。高齢者と低額所得者。低額所得者といっても単身者、公営住宅の基準だと25%以下ですから、所得が300万円弱だと思います。高齢者、低所得者、子育て世帯の三つぐらいの専用住宅にできます「その中の誰かを入れます」と言っていただくと。そのことを踏まえて改修工事をバリアフリー化、耐震改修、用途変更工事等に補助を出すと。

補助制度は二種類ありまして、次の図(P 39-31)で* P39-31 す。基本は右側です。国と公共団体 1/3 + 1/3 + 1/3 の改修費を出し 1/3 は大家さんの負担それが本質です。その時は、住宅確保要配慮者についてはかなり幅広くみていただくことになると思います。そして「10 年間は、それで管理してくださいね」ということです。立ち上げの 3 年間は公共団体に制度をお作りいただけないのではないかなぁと、で 1/3 分だけですけど、国が直接補助するという制度も作っており平行して動く格好になります。

もちろん公共団体にお付き合いいただき 2/3 補助してもらう方がありがたいです。この制度を 10 月から始めるということです。まだ予算措置をして頂いていな

い所もあると思われます。ですから、そういう形でやらせて頂くことになります。だだし、この時は、家賃は国が直接補助するということです。でも、あんまり高い家賃は勘弁してくださいと。だから公営住宅に準じた家賃としております。福島市でいうと 4.6万円以下になります。要は安く提供してくれるなら国が直接補助するよということであります。

因みに公共団体にお付き合い頂くときは、そんなことは言わない「公共団体が良いと思えばいいんじゃないの」ということになっております。このような事を考えると、先ほどのシェアハウスみたいな形のものも出てくることがあるかなと思います。

* P40-32

具体的にどういうものがあるかですが。共同居住型への改修ですとか、場合によって一階はおばあちゃんが居て、おばちゃんは元々の大家さんで昔あった下宿に近い、2階の二間をそういう人たちを入れる。そのような改修費も OK というふうに考えております。

それから外国人留学生とかですね。あとは補助をされる時に公共団体の方が「全地域はやる気が無い」と。町中の中心市街地活性化「このエリアの、空き家をとにかく無くしたい」と。「そこに限って補助する」やりかたもあるかも知れません。入居者に着目して「UJIターン者だったら補助する」そういう使われ方をしていただいても構わないということです。

で、どういうことが出来るか。福祉の関係ですと(P*P40-33 40-33)のような支援活動の拠点となる、高齢者サービス付き住宅でも何でもいいです。拠点となるものが在って、あとは町中の空き家。(P 40-34)は戸建てですが*P40-34アパートでも構わない。さっき私が申し上げた「シェア型」です。家主さんが居れば「シェア型」があってもいい。

補助ですが、国費の限度額は50万円。用途変更を伴う、あるいは耐震改修を伴うものは国費で100万円まで。100万円は一戸ずつです。(P41-36)だと3室なので「3*P41-36戸の扱いで補助をしよう」と思っております。用途変更の中には「スプリンクラー設置をしなきゃいけない」とも思うのですけれども、スプリンクラー設置工事を含むということです。ただし10年間は使っていただくことになります。そうすると町中でお住まいいただく形もできるかなと思っています。

医療系の方にこのような紹介すると「ホームホスピス できますか」と、お話もありまして「意外といろいろ な使われ方があるな」と感じています。

京都からは、1階におばあちゃんが居て上に若者が住む、昔の下宿ですね。学生さんを入れる「こういうのを地方創世で出来ますかねぇ」と言われる。制度上は出来ますけど、京都市の場合は「耐震改修費を出さなくていいですね」と。耐震改修費出さないのはいくら

京都ルールとは言え、それはしんどいかなと。

「耐震改修はやってくれないと困りますね」と申し上げました。

このような使い方もあると思います。家主さんでもいいし、社福の職員さんに一部だけ貸すのもある。一戸一戸の登録ができますので一室だけ貸すというのもあるかも知れません。

こういう形で「共同居住型」で動くのも結構例があ* P41-37 ります。その中で「高齢施設も補助してもらえないかなぁ」と思います。ここにありますような施設も補助を出すことが可能ですね。 補助率 2/3 これは公費ですので、こういうものと組み合わせていただくのもありかなと思います。

それから家賃の低廉化ですが、これは公共団体にやっ*P41-38 て頂く場合に限るということです。私が聞いている限 りにおいては「出し続けるのは大変なので」確か、高 齢者の一人住まい世帯に限定して、ある額までなんと かやります。

先ほど家賃債務保証の話をしましたけれど「初回に限って国が半分みますよ」と、制度を作りましたので「これだけやってみようか」とおっしゃる公共団体もある。新聞には「家賃補助ができる制度」と出ましたが、本質はこの制度とは別で、家賃補助が本質の制度ではありません。

もう一つは、先ほどの家賃債務保証と合わせて、居*P4241 住支援協議会が今回の大きな役割です。今、全都道府県、 幾つかの町村にできていますが、実効のあるものとし て動いているかと言うとこれからだと思います。68協 議会ができていますけれども、大きな市町村は自分で 設立してもらいたい。だめな場合は都道府県の協議会 に「市町村も参画することでセーフティーネットの仕 組みを作っていただきたい」とお願いしています。福 祉部局の話がメインなので市区町村ベースでやって頂 く必要があると思います。

京都市の居住支援協議会ですと、すこやか賃貸住宅と*P42-42いうことで宅建業者さんが空き家の斡旋をして、併せて厚労省のモデル事業を使って、社会福祉法人などが見守り作業をする。

岡山ですと障がい者支援をベースにした人たちがメ*P42-43 インになって居住支援の環境づくりという例もありま す。

大牟田ですと空き家活用、空き家の改修の支援も、* P43-44 うちのフォームに似た格好でやっている例もあります

居住支援団体は一律ではなくって、ひとり親、障が* P43-45 い者、高齢者、今だと自立支援、住宅困窮者含めて議論されています。いわゆるホームレス支援に近いもの、それから外国人とか、いろんな形での支援団体があるので、いろんな形でやっていただけるのではないかなと思います。

さて、居住支援法人を指定できるようにしますが、* P43-46 これは都道府県が指定するものです。「どの人を居住支援団体に指定していいか分からない」ので、基本的に* P43-47 は「市町村から推薦でももらってやってもらうといいな」と言っております。居住支援団体は何をやるのか「家賃債務保証と、住宅相談、さりげない見守りをやってもらえませんか」と。「全部、必ず見なきゃだめ」と言っているわけではなく、家賃債務保証をやる準備は出来ている、気持ちがある、という所を指定する。居住支援団体、NPOだったり、社福だったり、色々あると思います。きちんと位置づけられていないと不満も多いので、この際きちんと受け止めてあげて応援してあげたらいいと思っています。

応援できるのも、先ほどの家賃債務保証をちゃんとした登録制度でやります。信販系とクレジット系、住宅管理会社系の家賃保証があり、それと併せて住宅金融支援機構が保険を掛けると言いました。けど、これは「居住支援法人ちょっと危ないな」と思うところもあります。特に資力です。信用はあるけど資力がそんなに無い。お金、ぜんぜん無い所があったとして、居住支援法人では住宅金融支援機構の家賃債務保証の保険の対象にする方向です。個人保証に近い連帯保証人になっていらっしゃる方があると思いますので、そこの人たちを助けるということを考えております。

それから生活保護の話、(P 43-53) です。生活保護*P43-53 受給者に関しても大家さんの拒否感が比較的あって、 「家賃をちゃんとお支払いして頂けるのか」と聞いてお ります。これについては代理納付、大家さんに直接払う。 公営住宅は進んでいるかと思うのです。まだ100%では ないです。民間賃貸についてはあまり進んでいません。 というのは、お金の管理は生活保護を受けられる形で 「自立を支援する」という発想があります。高齢者等々 必ずしも金銭管理してもらうのが適切ではない方もい らっしゃると思います。そういうことで入居を拒否さ れるとことがある。また、少し滞納の履歴がありブラッ クリストに載っちゃいますので、家賃債務保証業者か らすると「避けたい」となります。「そういう恐れのあ*P45-54 る人をどうでしょうか」「代理納付してもらってもいい ですか|「代理納付の事実確認を生活保護部局の方でし てください」と法律上、書かせております。代理納付 が進み結果的に大家さんが少し安心して貸すことがで きればと思っています。代理納付の実施割合は公営住 宅では6割です、民間は13.7%ぐらいです。

もう一つ申し上げなければいけないのは自立支援の 関係です。大家さんが貧困ビジネス系の人で悪い人。 店子から金を巻き上げる人はいない訳ではないです。 「そういう人だったら困るねー」との心配があります。 それについて今回は二つある。住宅も変な物件ではな い、家賃も小さい住宅なのに高い家賃、生活保護の住 宅補助にピタっと付く事の中にはあるのです。家賃は 「近傍と同種の適正な家賃じゃなきゃだめよ」と。「極端にぼったくるものではない」としては保証されているということです。

それから今後、私どもの方で議論しなきゃいけないのですが、例えば居住支援協議会に参加されているような団体、大家さん、管理人みたいな管理業者さんでそういうことをやってもらえないかと。そうするとそんなに変な人たちじゃないですから安心です。

賃貸住宅管理業の登録制度を都市建設産業局で進めさせていただいています。例えば登録業者さんにそのようなことをお考えいただく。先ほどの福祉事務所の方のご懸念「貧困ビジネス系になっちゃうと嫌だね」が消えるのではないかなと思っています。

それについての施行はどういう格好かと言いますと、 10月末に家賃債務保証業者の登録制度を含めてやろう と思っています。

言い忘れましたが居住支援協議会に対しても補助制度を用意しております。だいたい今期で直接 1000 万。立ち上げ支援で 1000 万を限度額として補助する仕組みがあります。ただ 3 年ぐらいと考えております。それから後は福祉等のいろんなお金のなかでやっていかなければいけないと思います。実務としては 1000 万も使われなくって、300 万とか500 万とか、お使いになられるところが多いと聞いています。

居住支援協議会ですが、福島県では現時点でお作りになられている市町村は無いですね。是非。福祉のいろんな団体、市町村を引きずる格好でやっていただいて、こういう活動をして頂ければなと思っております。このような制度ですので、空き家対策として住宅部局はトライし、これから福祉部局が施設から在宅へと移行されるときに、この制度を使っていただいてもいいと思います。

では、福祉行政と住宅行政の連携はどうなっている*P46-57 かということでありますが、これはH28の12月に本 省の関係の局が集まって連絡協議会をつくっておりま す。

面白いなと思ったのは最後の(P 46-59)です。私* P46-59 どもは、旗さえ揚げれば、私は高齢者、私は障がい者、 私は低所得者、という形でいろんな制度仕組みができ るものを作っています。

福祉部局の方もそれぞれ高齢者、障がい者、子育て、いろいろ分かれています。それぞれのところで、見守り系、住サポート系の支援事業をお持ちになっております。これらを巧く組み合わせてやっていく。いろんなことが出来るのではないかと思っています

とりあえず高齢者については介護保険の方で地域生活を支援するものも組み込まれておりますので「こういうことに使う」と決めていただければ比較的・継続

的な応援も出来るのではないかなと思います。こちらの方で、児童養護施設の退所者とか法律上は書かれていないので必要に応じて継ぎ足していくものと思います。

住宅支援要介護者、法律で書いてあるもの、省令では基本的に他の法律で住宅の確保を書いてあるものを書こうかと思っております。それ以外のものは供給計画で、公共団体の方にお書きいただいて対処していく。こういう形で動かすことになるかと思います。

色んな形で、これはどこまで対象にするかはこっちにもいろいろとあります。先ほど申し上げた UJI ターン者はこちらには無いものですから、それをお書きいただいて対処していただいて、先ほどの補助を受けて改修し家賃補助を受けてお入りいただく。というのも別にやっていただいても構わない。財務省はそう思っていないかも知れませんが、制度上はそういうふうに作っているということであります。

今日は住宅部局の方々と福祉部局の方々、両方お集まりだと伺っております。住宅部局はスタンスから見ると「どうしても公営住宅だけでは届かない」特に公営はですね。比較的規模の大きいもの多く、確かに条例上は色んな人、高齢者、障がい者に限らず、若年・単身者だって入れられるのです。今の状況では「どんどん、そういう人たちを入れて行きましょう」という状況にはないと思います。そうした中で「じゃーどういうふうに、そういう人たちをケアしていくか」そういう視点。もう一つは「地域の空き家対策をどうしていくか」住宅部局の視点だと思います。

ここにいらっしゃる福祉部局の方におかれましては「地域移行の中で受け皿を用意する」と言っても底抜けの受け皿では困ります。きっちり、ある程度以上の基準は満たしてもらって、必要であれば改修してもらう。そのような住宅を住宅部局の方でなんらかの格好でご用意をでき見守りとか、入居支援という形で応援をしていただければと思います。

見守りをしていると「家賃債務保証事故って起きない」って言うのですね。「あの人は最近ちょっとおかしいよ」となったら福祉の方の色んな手当をする。あるいは孤立死で発見されなくって非常に酷い現状になり原状回復が困難という事も、見守りがあればあまり起きないんです。

北九州の方でホームレス支援をしている団体は家賃 債務保証業者に、「見守りをするからその代わりリスク は減るよね。その分いくらか、うちにお金をくれない」 と交渉したりしているぐらいです。それだけではなか なか見守りに回らないのです。そういう形で物事を回 すというのもあるというふうに思います。

どちらからの部局でもいいと思いますので「こうい

う制度は有る」ということで、今後いろんな形で、お ばあさんの新しい地域下宿みたいな形でもいいと思い ます。なんらかの形で新しい住宅セーフティーネット のツールとして「新たな住宅セーフティーネット制度」 を使いいただければというふうに思っております。

最後にそのようなお願いをいたしまして、私からの ご説明とさせていただきます。本日はご清聴どうもあ りがとうございました。

講録録

平成 29 年 福祉・住宅連携会議

平成 29 年 11 月 2 2 日 (水) 13:30 ~ 福島市「コラッセふくしま」 4F 多目的ホール





講演録

■ 講 師 東北大学 公共政策大学院教授 白川泰之 氏

■ 演 題

「地域福祉で活きる 改正住宅セーフティネット法」

地域福祉で活きる改正住宅セーフティーネット法

みなさんこんにちは。東北大学の白川でございます。* P47-1 よろしくお願いいたします。私からは「地域福祉で活 きる改正住宅セーフティーネット法」という説明をし ていきたいと思います。 * P47-2

最初に住宅セーフティーネット法の概要で、ポイントを簡単に話していきたいと思います。大きく三つです。ポイントの1は住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、入居物件の確保ということです。ポイントの2番目が住宅確保要配慮者向けの専用住宅に対する、改修や入居者への経済的な支援。入居に関する、あるいは大家さんの経済的負担への支援。三つ目が住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援の強化。対人支援を充実していこうというものでございます。

全体の見取り図としては図の形でございまして「要*P473 配慮者の入居を拒まない住宅を登録します」というこ とですね。オーナーさんに対しては改修費用の補助、 あるいは融資制度で「家賃を低額にしますよ」といっ た場合に補助をしましょうと。あるいは「入居時の債 務保証の支払いに対しても補助をしましょう」と。こ ういった経済的な支援。

従来から「居住支援協議会」は在りましたが、新し く「居住支援法人」で、入居者への入居支援を実施す る法人の指定制度を作っていく。ここにも活動費の補 助がおこなわれます。

登録制度につきましては「住宅確保要配慮者」これ*P47-4 も今までよりは柔軟に「都道府県・市町村が供給計画 で定める者」といった形で都道府県・市町村の判断で 要配慮者を拡大することもできます。

基本的に今まで対象とされた人々ですね。今回、福祉の関係者の方もいらっしゃいます「住宅確保要配慮者」あまり聞かないワードかも知れません。基本的に「福祉の対象者とほぼ同じだ」と思っていただいて結構だ

と思います。登録制度ですが「住宅だからなんでもいい」* P48-5 わけではなく「広さ」とか「耐震性」とか、物件として「一定の質をクリアしたもの」という条件が付けられています。

このような形で「要配慮者の方の入居しやすい物件を登録し、その物件の確保を進めていこう」と、ここが一つのポイントになっています。

ポイントの二つ目は経済的な補助になります。特にオー*P48-6 ナーさんへの改修費の補助もあります「2番目の低所得 者の入居負担軽減のための支援措置」で、大きく二つ あります。「家賃を低く抑えます」と。その分に対する 補助で、国と地方が二分の一ずつ。国の上限が2万円、 合わせると毎月4万までの補助が可能ですよと。ある いは入居時の家賃債務の保証料についても、一戸当た り3万円の補助が可能になっています。「家賃に手が届 かない」という方にも支援処置がとられると。

ポイントの3つ目、マッチングの入居支援です。居*P48-7 住支援協議会は従来から在りましたが「居住支援法人」 という「都道府県の知事による指定制度」を新しく作 るということです。「どういう主体が居住支援法人にな るのですか」厳密な規定は無いです。NPO、社会福 祉法人、各種の法人ですとか「企業さんでもOKです よと。「居住支援の活動を行う法人を県が指定しましょ う」と、なっています。業務の内容は、ここに挙げて ある通りですが「入居前後を通じて色んな支援をして ください」と。

これは「都道府県の指定」ということですが指定を 受けたら都道府県全域で活動しなきゃいけないわけ じゃない。例えば福島市内とか一部の区域で業務を行 うこともできます。こう事が今回導入されることになっ ています。

図の左側点線囲いの「居住支援協議会」は設立が進んでおりまして、市あるいは町レベルでも、拡大をして来ている状況になっております。

住宅セーフティーネットの制度と福祉の関係を少し*P48-8 考えてみましょう。図は福祉の関係者にとっては見飽きたぐらいお馴染みの地域包括ケアシステムの絵です。改めて確認しますと、「色んなケアやサポートをコンパクトなエリアで提供できるようにしましょう」という仕組みなわけです。当然「地域で暮らしていこう」とは、住まいが真ん中に在って、そこから展開していく。地域包括ケアシステムにおいて住まいが前提になっています。

福祉行政の一つの大きな流れとして、最近は「地域* P489 共生社会に向かおう」と、言われております。次の図* P48-10 が分かり易いかも知れません。「地域共生社会」色んなことが書いてあります。大きな考え方の一つとして、行政などの「縦割りから丸ごと対象者を支援していく形に展開していこうじゃないか」と。あるいは「人任せではなくって、住人も主体的に地域づくりに加わっていこう」と。こういうのが基本的な発想になっています。つまり先ほどの地域包括ケアシステムの絵、政策的にはこれまで高齢者を中心にした政策の考え方だったわけです。が「これから先は高齢者だけではなく、色んな制度に横断的に展開していきましょう」と。この考え方を他の制度にも、応用していきましょうと。

ですので「突然、新しいことが始まった」という事ではなく、考え方は同じです。例えば障害者福祉、児童福祉、それらをそれぞれの縦割りで捉えるのではなく「丸ごとで支援をしていく」そういう考え方に展開していこうとしていまます。

これが国の文書です。「どういうふうに進めていきま* P48-11 すか」書類の抜粋です。「丸ごと」と話しましたけれども「福祉関係だけのサービスサポートを丸ごとしていく」考え方ではなく、赤く表示しております、ご本人は福祉サービスだけの課題を抱えているとは限らないわけですね。社会保障のサービスだけではなく、場合によっては教育の問題、住まいもイメージされています。「こういった課題に、多機関の連携によって解決していく方向を目指そう」と。

具体的な工程、「どういうふうに進めて行ますか」と。「国 交省との連携によって居住支援を進めましょう」と明 記をされています。これから福祉政策を進めていくう えで居住支援が住宅課、国交省がやっている。人ごと の話ではなく「福祉としてちゃんと受け止めなければ いけない話になっている」その状況を確認しておきた いと思います。

これは住宅サイドからの話になると思います。「なぜ* P48-12 入居者にとって住宅セーフティーネットは地域福祉を 必要とするのか」嫌な言い方をしています。住宅セーフティーネット法は「住宅確保要配慮者に対する賃貸 住宅の供給の促進に関する法律」が正式名称です。これを住宅セーフティーネット法と言っています。「供給」

という言葉が使われています。意味合いは書いてあります。必要に応じて物を与える、あるいは市場に商品を出すと。これは提供側の視点で、受け手の視点ではない。提供する市場に出すタイミングの話まであって「提供を受けた後の事をどうするか」は供給という言葉には入っていない。

「入居者のセーフティーネット」は住宅を入手した段階で終わりではなく、そこから始まっていくのですね。ニュアンスは入居までのイメージですが、住宅は単なる箱でもなければ、壁に囲まれた空間でもなく「ちゃんと人間の暮らしがある」と。ここを考えていかなければいけない。

もう一つ「住宅サイドの政策を進めるうえで重要に*P50-13なってくる」のが「登録住宅をこれから増やしていこう」と。その場合「供給量を増やしていく鍵はどこに有るか」「入居者の生活の安定、オーナーさんの安心を、どれだけ図れるか」ここに依存しているわけですね。

左の図は、よく使うグラフです。単身高齢者・高齢者のみの世帯は敬遠されがちです。家賃の問題もありまけども孤独死の問題などオーナーさんは心配ですね。「家賃を安くできますよ」あるいは「保証料について補助があります」これは大きな前進だと私は思っています。補助の対象、これは要配慮者の専用住宅になるのですが、これを増やしていこうと。そうなると入居後の生活の問題を解決しないと、進んでいかない。

改修費の補助もありますけども「オーナーさんの登録の動機付け」として決定的ではない。入居後の安心をどう図っていくか、ここがポイントになってくる。つまり住宅セーフティーネットを循環させるためには、*P50-14下図の「専用住宅の登録」がスタート地点のような気がしてしまうのですが、そうではなく「居住支援活動をきちんとやっていきます」ここをキチンとしていないと、オーナーさんの安心に繋がっていかない。安心していただかないと登録が進まない。登録が進まないと入居もできないと。

住宅問題は福祉とちょっと違う話の捉え方もあるかも知れません。そうではなくて「福祉の力がエンジンにならないと住宅セーフティーネットが循環しない」ということをお話しておきたいと思います

居住支援協議会、市町村ベースでもだいぶ設置が進*P50-15 で出ます。村に必要かどうかは議論が要ると思いますが「基礎自治体に作る意味は何ですか」これは先ほどお話したように生活の安定を図っていかなきゃいけない。福祉行政というのは平成に入った頃から地方分権を進めて来た歴史がある。ほとんど市町村行政です。市町村ベースで住宅と福祉の連携がとれるようにやっていかないと、個別のケースに対応できない。

ちゃんと住民に身近な市町村ベースで、色んな制度 と連携して居住支援を進めていけるようにしていかな きゃいけない。

一方で社会福祉の側からは「なんで住宅セーフティー*P50-16 ネットと組まなきゃいけないの」と。話しているとお り「居住の確保が地域福祉の出発点だから」です。

地域共生社会の話をしました。地域包括ケアシステムの要素を示した図です。これまでは高齢者の政策という文脈でした。今後この土とか葉っぱのバリエーションはあるかもしれませんが、他の行政分野にも応用されていきます。障がい者が「地域で暮らそうと」いうのも同じ。生活困窮者が経済的に困っているのも同じ。子育て家庭、母子世帯、父子世帯への支援、これも同じ。まずは住まいと住まい方、同じことを別の分野でもやっていかなきゃいけない。「住まいと住まい方が、すべての福祉の出発点だ」という捉え方になるわけです。

もう一つの答えは、居住を確保していくということ*P50-17 が地域共生社会、今後の福祉の大きなトレンドに向かって確実に扉を開けるやり方になる。どういうことか。居住支援は二つの意味で「丸ごとの支援だ」と思います。一つ目は、住宅だけに困っている人はまずいない。お金が無い、仕事も無い、家庭環境も崩壊している、心も体の状態も芳しくない。だけど家には困っていない。そういうことはまず無い。色んな課題と絡み合って住宅という問題として現れている。

もう一つは、一人だけが困っているとは限らない。
一人暮らしもいらっしゃるけど、一緒に住んでいる家族、同居してなく離れているかもしれない、その家族との関係。本人だけではなくって色んな家族・世帯との関係があって、丸ごと解決していかないと、安定した居住は実現できない。制度を「縦割りではなくって丸ごとで捉えて支援していこう」というやりかたですもう一つ、地域共生社会「我がこと」としてとあります。行政・専門職任せの他人事では解決しませんよと。地域で暮らし、住んで暮らす。地域の人たちと日々の暮らしを支え合う。近所付き合い地域住民同士、当事者として関わりながら、こうした社会をつくっていこうと。「我がこと」としての支援。こういった入口から地域共生社会に向かっていく。*P51-18

三つ目の答えは「居住の確保は予防だよね」という 考え方です。住むところに困る場合いろんな背景があ ります。立ち退きの問題があったりする場合もありま す。家族問題、あるいは家賃、色んな状況から「住み 替えたい」とか「入る先が無い」とか。色んな問題が ある。これを放っとくと問題が深刻化してから対応し ていると経済的に破綻したり、体の状態、心の状態が もっと悪くなってしまう。そこで対応しようと入院、 施設入所、医療介護ならもっと掛かります。問題が深 刻化してから対応するのでなく「居住支援によって住 まいを確保しましょう」と。「入居前後を通じて生活の 支援をしましょう」と。そのことによって生活が破綻 してしまう前の「生活全体の暮らしの予防」ということが可能になっていきます。

福島県の居住支援協議会から、いつも声を掛けていただいているので、ここから先は知っている人は知っている話です、くどいかも知れません。

* P51-19

私の取り組みを、紹介をしていきます。「住宅福祉の理論と実践」。高齢者住宅財団の研究事業で「地域善隣事業」を研究班として提唱しました。「地域の相互扶助を再構築して地域扶助を実現していこう」という考え方です。「地域それぞれに色んな事情があるでしょう、*P51-20ご当地モデルを作ってください」と。書いてあるような要素を満たせば「細かい設計図は地域の皆さんで話し合って決めてください」というモデルになります。細かいところは読んでいただくとして、こういうアイ*P52-20デアで、厚生労働省さんの方でモデル事業という形で事業費を付けていただきました。

今日お越しの大牟田市も入っています。15 自治体で* P52-23 すね、取り組みをしていただきました。モデルのスキームは下図の感じです。最近は、丸に下がっている絵が流行ってます。

丸の中に「住まいの関係者も不動産関係の方も入ってください」一緒に要支援者の入居をサポートしましょうと。住まいの確保だけじゃなく、暮らしを支える福祉関係の方にも入ってくださいと。こういう連携の仕組みで事業を進めていってくださいと。自治体によってバリエーションがあります。

モデル事業ですが、最初の年度から取り組んでいた* P52-24 だいている自治体では期間が終了しました。3年間で「どういう実績が見えて来たのか」を話したいと思います

一つ目は「居住の問題で困っている高齢者がどれぐらい居ますか」そこを自治体は捕まえきれてなかったし、捕まえても対応できていない実態でした。3年間8自治体で「282人の入居」という実績です。

「どういう人たちなのか」ですが、世帯構成で見ると単* P52-25 身が 3/4。80 歳以上の方が 36%「家を貸してください」と普通に考えると見事に弾かれる人たちです。こういった方々も多数入居に至っています。

モデル事業を進めていくなかで福祉関係者のネット*P52-26 ワークの強化も図られていますし、住宅関係の方にも 入っていただいて「居住支援の仕組み」が進められた ことがあります。

モデル自治体の、川崎市さんと本別町さん。モデル* P52-27 事業が始まった後に居住支援協議会を設立して、進め ていただいております。

入居者状況を別の視点から見てみます。半数ぐらい* P52-28 が要介護度でいうと自立の方です。実際には要介護度が付いている方も相当数いらっしゃる。転居理由は複数回答ですが、濃いところで「家賃負担が重い」と「経済的負担を軽くしたい」で引っ越しをされる方。ある

いは立ち退き、あるいは災害で住居を喪失した、損壊したので行き先を見つけている方もかなり多い。あとは家庭内の問題も大きいですよね。放って置くと深刻な問題になって、慌てて対応しなきゃいけない事になる。今までだったら制度の隙間に落っこちて深刻化して、初めて問題に気付く。「そのことに対して、予防的な対応は出来たのではないか」と。あるいは自立の方だけではなく要介護度が付いている、一定数入居に至っている。「地域で暮らしていける限界点はちょっと高い所に有るのか」こういう事も見えて来ました。

「入居者にどういう支援をしたのか、しているのか」* P54-29 多いのは定期的に訪問し、状況を確認するやりかた、緊急時の通報対応が出来るようにしておきます。この辺が多いですね。オーナーさんの安心というところではかなり大事になってくる部分かなーと思います。

しゃべっていても伝わりにくいと思うのでビデオを 観ていただきます。モデル自治体の取り組みを紹介し たDVDがあります。オーソドックスな事業パターン として福岡市の取り組みを観ていきたいと思います

☆ 動画内容

司会:九州の大都市、福岡市。ここで市からの委託で モデル事業を担うのは福岡市社会福祉協議会、実は福 岡市ではモデル事業に参加する以前は、高齢者の住宅 困難に陥る問題について、居住支援協議会で議論を重 ねてきました。平成23年から社協が窓口となって入居 を希望する高齢者に物件情報などを提供する事業を開 始したのですが。3年間で相談件数が600件以上あった のにも関わらず、賃貸契約が成立したのは1割に満た ない厳しい結果に直面しました

男:住宅を紹介してもその後保証人が居ない、緊急連絡先が無い、あるいは孤立死の問題、あと不動産会社とのコミュニケーションがうまく高齢者の方はとれない。そういったところで契約に至らない事が多かったので、そこをクリアしたいということがございました。保証人と言いましても何を求められての保証人なのかがありますので、そのへんをサービスで補っていきたいと。

司会: 苦い経験を活かし知恵を絞って考えたのが民間 賃貸住宅への入居を合法的に支援する「住まいサポート福岡」という仕組みです。仕組みの柱となるのは相 談を受け付けるコーディネーター、不動産物件の仲介 する協力店、そして住み替えや生活支援に関わる様々 なサービスを提供する支援団体。まず住み替えを希望 する高齢者は窓口となる社協のコーディネーターに相 談をします。コーディネーターは高齢者の状況や希望をヒアリングします。そして必要に応じて住み替えや生活支援のプランをコーディネートすると共に協力店に情報を伝えて物件探しを依頼します。保証人が居なくても様々なリスクに備えるサービスを利用することで、むしろ家主からの理解を得て契約成立につなげようという狙いです。仕組みの要となるのはコーディネーター。現在は福岡市社協の三人のスタッフが業務を担っています。吉武さんは一番のベテラン。吉武さんが相談業務をしていて、まず気付いたのはそもそも高齢者の状況は不動産屋にうまく伝わらないことが大きな問題だった、ということ。

吉武: ご本人は引っ越さなきゃいけない、でもお金が 大変ななか、年も取っているので自分はうまくいかな いんじゃないかと不安が一杯で来るので。色んなこと を整理するっていうか、この辺が一番大事なことかなー

司会:実はこれまでの保険契約のうち約八割は支援団体のサービスを加えなくても自立していました。コーディネーターが間に立って高齢者本人の人となりなども含めた細かい情報を協力店に伝えることで家主の理解につながったのです。

女:私たちが関わったことで、いままで見えなかった 高齢者の暮らしというのも分かってくるようになった のかなー

司会:相談業務のもう一つの肝は的確なヒアリングを限られた時間で行うこと。相談を受けるときコーディネーターが使うヒアリングシートがその助けになります。ヒアリングシートには相談に来る人の話を受け止めつつ何をどんな順番で聞くのがよいか、工夫がこらされています。このシートを使えば福祉関係の個別相談業務のスキルがある人材なら、スムーズにコーディネーターの仕事に入れるのでは、というのが吉武されの実感でした。高齢者へのハードルが高い不動産業界も少しずつ変化が出てきました。協力店の中には「ますます進む高齢化社会に積極的に対応していこう」と考える先進的な不動産会社も。こちらの方は宅建とケアマネージャーの資格を持つスタッフ。今までこのモデル事業で約40件の物件契約を成立させています。

武藤:保証会社変えてみたりとか、もうオーナーさんに、何を付ければ入れますかーとか確認してもらったり。今後の日本は超高齢化社会を迎えますけど。基本である住まいという部分ですね。なんとかしていかないといけないし、なんとかしていくためには私たち不動産業界が理解を示さなきゃいけない。とは感じますね

司会:現在協力店として登録している不動産会社は福岡市内の28社。徐々に増えてきていますが、まだまだ募集中です。住まいサポート福岡の大きな特徴は支援団体の多様性。現在14の団体が登録されて、さまざまサービスをさまざまな団体が提供しています。

例えば突然の怪我や病気。孤独死などのリスクには見 守りサービス

見守り:もしもし、こんにちは。今日少し肌寒くなってきましたけど。

司会:定期的な電話での安否確認サービスを提供しているのはプロをそろえた民間の会社です。同じ見守りでも、地域の力を活かしたサポート。

見守り:お喋りするのが楽しみと言ってくださるので、 それが嬉しいですよね

自治会長:元気で生活をなさっているんだろうなーっ て報告を受けますと、安心します。

司会:ほかにもNPOやボランティアによるを日常生活のサポートをされています。近隣とのトラブルへの対応や権利要件などは法律の専門家の出番。

男:高齢であることとか、障害であることとか、トラブルに巻き込まれたりしまたとか、寝た子を起こしてしまったり、そんな感じでいろいろ関わっています

司会:住み替えには付きものの家財整理。特に広い家からこじんまりした部屋に引っ越すときには物の処分が迫られます。長年使っていた物を捨てるのは高齢者に大きな喪失感になることも。こちらの業者はリサイクルの力を借りて、高齢者の心に寄り添います。

男:思い出、高齢者の方もどこかで大切に使われているんだと思えれば、処分するよりはちがうんですよ

司会:一人で身寄りがいないと死んだ後の事も大きな 心配です。そんな時は預託金で死後事務や掃除など任 せることも

男:出来ることは限られていますのでやはり社協以外の力をうまく取り込みながら、社協はそれをマネージメントしていく、コーディネートしていけるかに徹するということで、皆さんにとってのウィンウィンの関係が築けるんじゃないかなーと思っています

司会:モデル事業3年目を迎え社協と協力店、支援団体との連携も深まってきました。住まいサポート福岡の仕組みでは、社協のコーディネーターが高齢者と直

接か関わるのは住まいと、支援サービスをコーディネートするところまで。その後は契約した協力店や支援団体にお任せとなるのですが、何か問題があると、コーディネーターに連絡が来るのでコーディネーターが変化を掴んで深くかかわることができます。

女:住居のことと福祉のことは別だと思われていたことが、やってみると生活の基盤、家賃の滞納から色々、分かるから。様々な管理会社さんが見回っている時に、様子の詳しいことが分かって、そこから、その方の何らかの支援につなげることが出来るかなーと期待しています

司会:こちらは住まいサポート福岡の仕組みを利用して引っ越した川田さんのお宅。木造アパートの3LD Kの部屋に。川田さんは82歳。御主人を亡くしてからも広い賃貸住宅に一人暮らしを続けてきましたが、貯えも減り、年金暮らしで家賃を払い続けることが厳しくなり、住み替えが必要になりました。

川田:保証人が無いと年を取ったら貸してくれる所がない。これがどうにもならなかったですね。だから本当に私は助かって、ここに引っ越してきて本当に気持ちもよくて。

司会:お元気な川田さんですが、社協のコーディネーターは万が一に備えて電話での見守りサービスと 緊急通報サービスを使うことを提案。川田さんの部屋探しの一番の希望は、50年間住み続けたこの地区で暮らし続けること。日常的に助け合う親しい友人とのお付き合いや、50代で始めたスイミングに通い続けられることが大事でした。バス停へも徒歩1分で繁華街に出やすい

川田: 昔は懐かしかったとか、今の生活で自分の限りない生活したいと思っているからね

司会:今の自分に合った住まいの家で、川田さんの話はまた前を向いて進んでいます。

動画終わり

白川:福岡県の取り組みをご覧いただきました。高齢者住宅財団のホームページから他の自治体の取り組みもビデオで見れます。関心ある方はご覧になってください。

最後の頁になります。お話させていただく前々から、* P54-30 住まいと暮らしをセットにして、これを基盤にして福 社分野も展開していかなきゃいけない、この方向性、 私個人の中でも変わらないです。政策的にもこの方向 で動くことは間違いないだろうと思います。その時に は「住宅と福祉、それぞれ別」という話ではなく一緒、 住宅も福祉です。ぜひ自治体レベルでの取り組みにつ いてもご検討いただきたいと思います。これから高齢 化も進みます。難しい問題が出て来ると思いますけれ ども、住宅問題、福祉問題、別ではなくワンセットで すので、連携を図りながら取り組みを進めていってい ただければと思います。

駆け足になりましたけれども、実際の取り組みの様子もご覧いただき、これらかの住宅セーフティーネット、居住セーフティーネットですね。住宅も暮らしもワンセットの居住としてセーフティーネットにしていく。皆さま方の取り組みも進めていただきたいと思います。私の方からの報告は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)



講演録

「地域包括ケアシステム構築をめざした 福祉と住宅の連携」

地域包括ケアシステム構築をめざした福祉を住宅の連携

副題:大牟田氏居住支援協議会の取り組みと居住支援 のありかた * P55-1

牧嶋:みなさんこんにちは。福岡県の大牟田市から やってまいりました。大牟田市は福岡県の最南端に在 る町で熊本県と接する所になります。

簡単に自己紹介をしておきます。何で市立病院の職員がここに立ち、居住の話をするのか、疑問であろうと思います。この3月まで大牟田市役所の職員でした。今は病院の地域医療を連携するところにお世話になっております。悪いことをした訳ではなく、自ら退職願を出して「違う道を進みたいなぁ」ということです。私は建築屋で過去に福祉部局も5年ほど経験しまして「人の生活を、箱ものを見るよりは生活の方からみたいな」ということで、今日の話を進めていけたらと思っています。

今、病院も危機的状況にありまして、福島県内の医療機関さんもたいへんな事になって来ると思います。 人口が減少するので患者さんも少なくなってくる。各 県で地域医療構想があって2025年に向けて、病床の機能分化、適正化が図られようとしています。要は患者 さんが少なくなり病床数をどう確保するか。本当に危 機的状況になって来ると思います。医療業界もダウン サイジングして町づくりを目指していく状況にあります。

今日は自治体の職員さんがいらっしゃると思います。 予防的な政策はあんまり取り組まれてないじゃないかなーと。私は居住支援協議会に取り組んで、視点は「予防的な政策をどう取り組むか」ということです。そうすることで行政政策が大変な状況を「予防することで楽になることを少し紹介出来たらいいかなぁ」と思っています。 最初のスライドにお伝えしたいことが書いてありま* P55-1 す。「居住支援」という言葉ですが、住宅政策で言う中古住宅とか空き家問題。供給するとか、流通するとか、確保するだけではないと。次に人口減少縮退社会、少子超高齢化の背景のなかで、福祉と住宅の関係は密接で切り離せない関係。次に、居住支援とは「生活支援」であり、住民目線による多職種の行動連携が必要であること、それらをご紹介できたらいいかなぁと思っています。

扉絵の背景にある家ですが住宅政策でいうと空き家の除却の補助金を使って「解体だなぁ」と思います。 実は空き家じゃないです。ここに人が住んでいる。国 交省とか色々補助金が有りますが、空き家じゃないから補助金が出ない。仮に空き家であったとしても、こ の人は収入が低くって半分の裏負担が出来ない。こういう現実。大牟田市内にこういう住まいに住んでいる 人たちがいらっしゃいます。

今日の会議を通じてみなさんと一緒に考え、まとめていただいて後でスライド見ていただければと思います。人口減少縮退社会のなかで、空き家がみなさん方の市町村でも増えてくるだとうと思います。それから少子超高齢化時代の中で、高齢単身世帯と生活困窮世帯が増えて来ると思います。

その中で居住支援協議会の取り組みを通して空き家対 策のあり方と、これからの住宅政策の本質について皆 さんと一緒に考えられたらと思います。

住宅政策、大牟田ではほとんどやっていなくって、市営住宅・整備政策みたいな感じになっています。皆さん方もそうだろうと思います。建築屋さんの部署の中でも住宅政策を改めて考えていただけるとありがたいなと思います。住宅政策というのは生活支援・生活に密着していると考えていただければと思います。

住宅政策における空き家対策は、箱モノだけではなく生活支援とセットで考える必要がある。つまり居住 支援協議会でおこなう居住支援とは、住宅を確保する ことに加えて、入居後の生活支援を多職種で支える取り組みです。白川先生からお話があったように、県がとか国がするものじゃなく、基礎自治体である市町村が、こういうところに関係してくるのですね。これからの住宅政策をすすめるためには、福祉部局との連携が必須であり、行動連携が必要となります。

市町村が国や県を向いて仕事をする時代 = 機関委任事務時代は終わりつつあると思っています。これからの行政政策の進め方は、行政以外の団体、社会福祉法人さんや色んな団体があると思います、それと市民と協働し地域独自の町づくりが求められているような気がしています。改めて「自分たちの町をどうしたいか」を考えていただければいいかなぁと思っています。

5年間福祉部局におりました。ある日突然、相談が* P55-2 あった時の写真です。大家さんから地域包括に電話があって。中を開けて見るとこういう状況です。3年前までは地域の人と関係性があっても、3年前にご主人が亡くなって、地域の方とか、社協と縁が切れてしまって。認知が進みまして、こういうふうな状況、ごみ屋敷になっていた。これは福祉部局だけの問題なのかなーと思います。

二枚の絵は持ち家で独り暮らしの住まい。ゴミも一杯ありますね。寝床だそうです。この部屋の隣もこんな状態。この扉・木建具のすぐ隣の屋根に穴が開いていて雨が降るとずぶ濡れ状態。これも福祉部局の問題かなーと思うのです。持ち家を持っていると「市営住宅には入れない」規定があるも「こういうふうな状況だからどうする」と。おそらく住まいを確保するためには、何らかの手立てと支援が必要になってくるかなぁと思います。

この扉は大牟田市内の市営住宅の一室のものです。 精神疾患 60歳、一人暮らしの女性のお家です。平成 22 年から色んな苦情が市営住宅の窓口に来たのです。被 害妄想が酷くなって服薬管理が出来ていない。入口の 扉になんて書いてあるか「インドの国王を滅ぼしてお 前はまだ死なんか、殺人犯だぞ」エスカレートして、 水道と電気は止められ。一階の階段室型の水栓からホースを使って 5 階まで引っ張り、それで自分の茶碗を洗っ たり、トイレに水を流したりされていた。最終的には 5 階からゴミ投げらたりするような状況で。最後に警察 が動いてくれました。

私たちは福祉課の障害担当につなげる「何かしてくれ」って、保健士さんへ。そうすると断られる「私たちは24条通報がないと動けない」対処の技術を持っている訳じゃないのですが、こういう事でも断られてしまう。どうしていいか分からない。「あんたち、もうちょっと手伝ってくれんか」みたいな話で包括支援センターに相談をして、一緒にアプローチをしていったケースです。「これは市営住宅を所管する住宅部局だけ

の問題でしょうか」っていう話です。そうじゃないで しょうきっと。でもこういうのが縦割りですよ。問題 がこうなってくると、後処理がものすごく大変ですね。

次も市営住宅の一人暮らしの死亡退去による家財整理の前の住まいです。保証人さんも契約上は居ますが、後で居なくなってしまう。誰がここを片付けるのか、こうした状況を予防する手立ては無いだろうか。予防策を逆に考えていったらいいかなーと。これから先、単身世帯が増えて来る、生活困窮の人が増えて来る、その事は皆様方の自治体でも必ずあると私は思います。ですから住宅政策を考える人たちは、「単なる箱モノを管理する事から、一歩前進をしよう」と。そんな視点を予防的に、なんらかの手立ても大事かなーと思っているところです。

石炭で栄えた町、大牟田市ですが、20万人ぐらいか* たる人口が減って、住民11万7千人ぐらい。これからずーっとこの勾配は変わらず、全体に人口も減ってきます。2025年だったり30年だったりに向けてどんどん人口が減っていく。「何をしなきゃいけないか」というと10年後20年後を考えた町づくり「ダウンサイジングの町づくり」を今から考えておかないと、町は吸収合併されたり消滅したり、する、じゃないかなあ。先ほど話ましたように病院だって危機的な状況になっています。そのような状況を考えていたら、いいかなあと思っています。

次が財政の話です。大牟田は厳しい時代があって。* P55-5 夕張市が再建団体になった、ちょうどその頃に「大牟田が第二の夕張だ」と言われました。テレビ局も来たりして「どう思います大牟田さん、次は」みたいな話があって。その辺から職員を削減したり、給与カットされたり。職員も減らし人件費も下げてきました。10年間下げてきたものの「その分はどこに行ったか」公債費と扶助費に持っていかれちまっている。これが無かったら大牟田も第二の夕張どころじゃなくて再建団体に陥ったかもしれないです。

皆さん方の自治体でも社会保障費は増えてくる。自分たちの財政を技術屋とか関係なく、一回見られ考えられたらいいかなと思います。今日は技術屋さんたちが多いかと思いますが、公共施設の維持管理は大変だろうなーと。アセットマネジメント計画書を作っても先送りの話になると思います。ダウンサイジングの町づくりは、公共施設を少なくし効率化を図っていかなければいけないのではないか。維持管理費も大変になってくるので、予防政策を図らない限り続いていく話だと思っております。

白川先生のスライドにもあった地域包括ケアシステ*P556 ムの構築ということで、住宅政策の「住まい」を確保 して、地域の中で住まいを中心にサービスを提供しよ うと。介護経験はしました。色んな意味で経験をさし ていただきました。

それから医療、私が今いるのが急性期の病院です。 急性期の病院とは在日数11日から12日で、すぐ退院 をしなければいけない。地域医療連携室はその入口で、 入院したときに退院の話もしなきゃいけない。ご家族 から「もう退院の話かい」って「次に私の家族はどこ に行ったらいいの」と。次に行くのは回復期だったり、 慢性期だったり、病院の機能が分かれていってしまい ます。これも実は大変です。病院も少なくなってきて いる。で、どこに行くかというと「在宅に戻る」在宅 に戻るのも所得の問題で格差があるんです。お金を持っ ている人たちはいい施設に行く。有料老人ホームに行 くともあります。お金が無い人たちは、元のボロボロ の家で段があるバリアフリーになっていない住宅に戻 らざるを得ない状況があります。住まいのバリアフリー を提供しないといけない。住宅政策を皆さん方と一緒 に出来たらいいのかなーと思います。いま私は医療の 方から地域包括ケアシステムを見ながら、在宅とどう 関わりを持ってくるかにチャレンジしています。

上の図は厚労省の絵です。住まいを中心に描いていますが、住まいの事は誰が考えるのか、福祉部局の人間か、それとも住宅部局の人間か。福祉部局の人たちは、あんまり考えられないのが事実。助け舟ではないけれど、全体で町づくりして考える。住宅にちょっと関わっている町村の人たちも、関係していこうじゃないか。そのことが求められるのかなぁと思っています。

住まいを土台にしながら、それぞれのカテゴリーで、* P56-7 それぞれの取り組しながら、連携をしながらやっていく。それが大事かと思います。大牟田で取り組んできたのが、高齢者の居住を安定させるために、空き家の有効活用を図ろうということです。居住支援協議会の設置をしたり、サービス付き高齢者向け住宅を推進したり、やってきています。

ここからは居住支援協議会の話になります。協議会*P568が設立になった切っ掛けです。福祉部局に在籍していたときの問題意識として、18年から22年まで福祉部に居ました。移動して一か月ぐらい業界の用語すら分からないから、気が狂いそうになりました。特養とか、老健って何のことか分からないのです。なんとかクリアして、地域密着型サービス、小規模な機能整備だったり、グループホームを整備したり、第四期の介護保険事業計画の策定を責任者としてまとめろと。

平成22年、5年目の年、「地域包括支援センターに行け」 と。娘さんが多重人格障害、お母さんが認知症。多重 人格障害の旦那さんが躁鬱。息子がちょっとキレ、虐 待のケースの対応をさせていただきました。すごく辛 かったです

本当に辛かったです。でも社会福祉とチーム組んで

いろいろさしていただきました。その中で、地域包括 支援センターの職員、ソーシャルワーカー、保健士で すが。当時から被援護者、病院から退院を催促されて いる「退院後の住宅を確保したい」という相談が掛か ります。包括の三職種ですが、不動産屋さんを知らな いので、探すには時間がない。連帯保証人要るのだろ うか。で、私の知人の不動産業者さんに自社物件を斡旋してもらった。

たぶん単身高齢者の増加でこうした相談が増えていくだろうと考えられていました。他の都市と比較して大年田市は多いですね。市営住宅で年に何回かある。かなり入居まで時間が掛かる。市内にたくさんあるけれど、どれぐらいあるだろう。介護施設に入所している利用者の自宅は空いているじゃないか。こんな事を「なんとかクリアできたらいいなぁ」というところが問題音識

それから建築課長として関わった仕事、平成23年に*P57-9着任したときの問題意識として、老朽化してきた市営住宅が多すぎる、なんとかしなくしゃいけない、減らしたい。市営住宅を一回持つと半永久的に管理しなくてはならない。

それから改修とか補助金です。いつまで交付金が続くかも分からない。将来的に荷物になってくるなーと。 何故かというと人口が減ってくるからです。入居者が 少なくなる状況も考えなきゃいけない。

それから、正確な空き家の数字が実態を把握してなきゃだめ。あるいは市営住宅の管理運営の効率化も図りたい。指定管理者でいう民間の力も導入したいと思いました。

職員が25、6名ですが、時間外労働600時間が二人、500時間、400時間、300時間はザラリ居ました。「管理、なんでそんなに時間掛かるのか」と聞いたら「入居者の対応で平日の昼間は業務の方ができない」一回トラブルと窓口に来ると、ワーワーワーワー言って4時間ぐらい時間がとられます。これを事前に予防的な手当てはないか、当時も色々なこと考えていました。

こういった問題意識の中で着任早々、市営住宅の入居者、単身の56歳の男性の方が孤独死。死後1週間ぐらい。昼ご飯食べて電話があって、管理人さんから。現場は玄関の所に蠅がたかっている。臭いがすると。警察と一緒に行って、警察に入ってもらって。カーテンが閉まっているので、入ってみると異臭の中、しばらく鼻の中に染みついてとれない。死体の液が布団の脇に垂れているような状況。

それから市営住宅窓口での暴力未遂行為。窓口で椅子を投げようとするとか、職員も元気な奴がおって向こうが「なに~」こっちも「なに~」みたいな話で、警察を呼んだ。

それから、お母さんが認知症ですね「夜中に音がす

る」って。息子が知的がいなもので、お母さんが「ど こどこしって言うと真に受けてしまって、全然音がし ない隣の2階上の所に文句を言いに行く。こういう人 たちの世帯には話し理解してもらうのが難しく、障が い者の相談支援センターに相談する。

それから家賃滞納とか色々あります。団地内のコミュ ニティーの問題だろうか、仕組みがないからかなーと か、色々考えました。ですが、支援住宅の職員が入居 者の生活を見ていないです。入居者の生活を見ていな いと住宅部局だけでは解決できそうにない。ここから ですね「福祉部局と問題を共有しなくちゃいけない」 と気付いたのです。そういったこともあって、福祉部* P58-11 局経験も含めて市内にどれぐらい、どういった状況で、 どんな問題が有るかと。不動産関係者、医療介護関係者、 地域包括、障害者支援行政で問題を出し合ってきまし た。所有者の問題としては相続、税制の問題とか、仏 壇とか、家財があって空き家になっている。借りる側 の問題としては孤独死の問題、認知症の問題、精神疾 患の問題、いろんな問題が有ることが分かってきまし た。

の解決では無理だ」ということで、問題を共有して医療、 福祉、不動産、行政で解決をする。実際に居住支援協 議会があることを知りました。平成25年6月ごろにつ くった居住支援協議会というツール。補助金が有るか らではなく、運用をしているということです。

大牟田の居住支援協議会の設立目的にあえて地域包* P58-13 括を加え。福祉部局で議論をして、居住支援協議会と いうツールがあったので「包括システムの構築を目指 し私たちは活動します」と。もう一つの特徴は事務局 を大牟田市の社会福祉協議会と合同で、市の建築住宅 課で事務局もやっているということです

社協が担うことは暮らしを支援する土台だから当然 ながら「社協も一緒にやってください」と。たまたま 当時の常務の理解があったからよかったです。社協の 職員にも反対がありました「社協で住宅のことをやら なきゃいけないのだ」と。そこは「暮らしの基盤であ る住まいもセットで考えることが必要でしょう」と、 ゴリ押し今進めているところです。

戸建ての住宅に限ってなんですが空き家の「悉皆調*P58-14 査」をしています。出て来た数が2333戸ぐらい市内に 在り1000戸ぐらいが活用可能だろうと分かりました。 調査費は第一次調査を民生さんにお願をいたしまして、 3回役員会で怒られました「民生員の私たちが忙しいの に、何で私たちがしなきゃいけない」と。「そうですね、 でもお願いします」ということで3回目に、やっと了 解をいただきました。24小学校区がありますが、1校 区は最後までやってくれませんでした。最後は自分た ちで回りました。

空き家の活用では「サロンもしたい」と。サロンと* P58-15 なると民生員さんたちの力を借りなきゃいけない。そ こはゴリ押しをしながら、お願いをしにいったところ です。老朽度調査は地元の有明高専の建築学科にお願 いしました。高専の学生さんたちに一軒一軒、虱潰し に見てもらって、ABCDという老朽度のランキング を分けました。

掛かった経費は民生員さんたちに渡した三色蛍光ペ ンのセットを300組。二次調査は有明高専の学生さん たちへの業務委託費80万。なんとか100万円以内で。 ゼンリンさんとかに頼めばおそらく1千万とか2千万 ぐらい取られるかも知れません。知恵を絞り地域力と の関係性を上手に使っていくと、安い経費でできるか も知れません。

出て来た空き家を整備して、表紙の背景の家はDラ*P59-16 ンクの物件、老朽危険家屋で除去申請。使える千件は 住まいだったり、要住宅確保者の住まいだったり、地 域住民の交流サロンだったり、というようなことでま とめました。

サロンですが、空き家を1年ちょっと掛けて開設を*P59-17 それをそれぞれの分野で解決をしていたのですが「そ*P58-12 したところです。これも学生さんにフィールドワーク と称しながら、家のサロン活動に関わってもらいまし た。色んな人たちが地域に関わる、仕込み作りがサロ ンを造るときには大事だなーというふうに思っていま

> 2 例目です。 築 80 年の住宅を、地域の人たちから情* P59-18 報を得て、医療法人が空き家を借り「退院後に元の生 活に戻す」その事を目的とした、在宅復帰訓練宿泊施 設のような形態と、地域のサロンとして活動していま す。ここも開設までは地域の人に怒られたりしました。 会議をしながら、行政の我々は黒子で、町の人たちが 主役になるような活動をやっていくことが大事だなぁ と思います。

> それから、住宅確保要配慮者向けの住宅確保のやり* 259-19 方です。まずは無料相談会。年に三回行います。一つ は空き家の意向調査をおこなうことが、税情報から得 ることが出来ました。個別に意向調査を行ったり、お 盆の帰省時期に無料相談会を行ったり。不動産屋さん だけでやってましけれども、司法書士だったり、ケア マネだったり、相談の背景にある人達と「問題解決し よう」ということで、三職種で連携をしながら取り組 んでいます。 * P60-21

> 空き家になっている状況ですが、所有者の方は「売 りたいと思っている」一杯いますが「売れない」のが 現実です。長期化して3~10年が6割。値段の設定な どで、住宅にあまり固執してしまうと本当に売れなく なってしまいます。それが長期化すると老朽化につな がる状況にもなります。 * P60-22

住まいに関する情報連携の話です。住情報をもう一

つ立ち上げています。これも安くなりました。ある大学の研究の延長線上でやっています。問題意識は福祉政策、居住系福祉の情報は、各市町村単位、県単位で一杯あります。ただ住宅と福祉が連携した住情報システムはあまり見ません。横軸に軽い重いと、縦軸に自己負担の低い高いで分けて、条件に合わせて住情報を提供しています。「住まいと福祉の情報連携なのかなあ」と思っています。物件が少ないですが「住みよかネット」で検索すると開きます。 *P60-23

市民周知の話です。空き家を大事にしておくのではなくのではなく、「借りたい人がいる」っていう啓発のグラフです。空き家維持費のシュミレーションです。京都大学の三浦研先生が出してくれました。例えば固定資産税で貸した場合、横に流れていく。貸さないで大事にとっておくと、固定資産税仮に6万円、除草費が18万とか、勘定していくと10年間で360万ぐらい、目に見えない費用が出てしまう。固定資産税相当で貸していただけると、住宅確保要配慮者の人たちの生活も助かる。双方を考えながら、所有者の理解を求めていることになります。

それから、これまでマッチングして相談受けたのが* P60-24 14 件。その後もモニタリングをやっています。事前に 予防政策で相談に来て、家主さんから「あの人は家賃を払ってないよ」など、色々な会話の中で「もしかすると発達障害の可能性があるのではないか」という相談。

それから居住支援協議会で相談があった内訳「60代* P63-25 70代の高齢者が多いだろうなー」と思っていたのですが「30代40代の人たちが多かった」一つの特徴かなと思います。特に30代40代は離婚を切っ掛けに住まいを失たり、一人親世帯での生活困窮、元配偶者からの嫌がらせだとか「そういったケースで住宅を求めるケースがいる」と分かりました。

居住支援協議会。高齢者だけでなく、色んな人たち*P63-26が生活の基盤である住まいを確保したい。自分たちの自治体にもたくさんいると分りましまた。社協が事務局を担っていますけど、住宅部局だけでするのではなく、福祉部局と連携をして、相談体制とか、後のフォローをしていく必要がある、ということが分かって来ています。

連帯保証の話がありました。大牟田市でも連帯保証* 63.38 人が居なくて、市営住宅に入れない例が年に10件ぐらいあったのです。「連帯保証人無で入れるか」。「家財の処理の問題、そこにも税金をつぎ込まなきゃいけないんだ」というともあって、私には納得できなかったんです。居住支援協議会の入居支援も、ここで止まってしまいます。そこで市内の不動産屋さんに色々アンケートを採ってみると物件紹介しても断っている人もいる。そこで社会福祉士が音頭をとって専門職が集まって「入

居支援の団体を作ろうじゃないか」と。スタートをNPO法人、運営費がほとんど無いですが細々と生きています。「住宅セーフティーネットはここだろうなー」と「連帯保証人無しで年間10人、断るのはよくないなー」と思っています。入居支援団体、ライフサポートセンターが出来たことによって、連帯保証人じゃないですが、連帯保証人の代わりになるような組織として公営住宅に入居できるようになった。

みなさん方、自治体の条例をもういっぺん見てみる*P63-31と、解釈で出来ることになります、住宅セーフティーネットの公営住宅の役割をもう一度考えていただければいいかなと思います。そうすることでライフサポートセンターが、落とし穴を埋めて生活支援まで。住まいという器が確保されて、生活支援が提供されることになります。

今、こういう入居支援事業だったり、身元保証の事* P63-32 業だったり、相談件数が増えているところです。

居住支援協議会の取り組みから見えてきたものです。

ここに書いた通りであります。生活支援のプロであ* P63-33 る福祉部局とか、社協との連携はとても大事だよと。それから都道府県居住支援協議会の役割は、ここが実務をやる所ではない、設置支援および運営が求められている。住まいは福祉・暮らしの延長で考える時代。職員が少ないと私もずいぶん言われてきました。交渉もいろいろありました「職員が少ない、少ない」と言いながらも、本当に効率的な仕事をどうやるか、民間が出来るものは民間に流していく、ここも大事かなーと。いわゆるダウンサイジング時代の町づくりを見据えて政策推進をしていく。

15、6年前にある人から「この漢字、なんて読むか分かるか牧嶋」「これは福祉=くらしと読む」と言われました。「あんたは建築屋やから福祉と関係ないかもしれないけど、これを暮らしと読めば、住宅に関わるので、貴方がやっても問題ないよなー」と。当時バリアフリーを担当していたときで「こういう読み方をせよ」と。で「くらし」と読む事でまとめました。

最後になりますが、居住支援協議会は何のために、* P63-34 誰のためにつくるのか、改めてみなさんと考えたいと 思います。2000 年に導入された介護保険制度で「地方 分権の試金石」と呼ばれたですね。「居住支援協議会の 取り組みは、地方自治を進めていくための一つのツー ルだ」と私は思います。基礎自治体の皆さん方が住民 と向き合って、怒られて、地域ごとの政策を作って、 自らの町を守り通すことが求められている気がしてな りません。

空き家はこれまでは個人の問題で処理されてきたのですが、最近は地域の問題・課題になったということです。「何とかして集まった」から「何とか、しなくちゃ~と」と多職で集まって、その延長線上に居住支援協

議会というツールがあっただけです。

居住支援協議会は国や県が「やってください」というものではないと私は思います。目の前にある我が町の問題を解決するのが一つ。福岡市のビデオにもあったように「相談する窓口があって、助かったよ」あの人たちが自分たちの町に住民としていらっしゃるのであれば、そういう人たちに支援の手を差し伸べることも大事だろうなと。それが政策だと私は思います。困っているなら解決する仕組みをつくる。フロントである自治体の職員さんが大事かなぁと思います。空き家という地域資源を活用して、地域住民の支え合いの仕組みを作って、超高齢化社会を乗り越えていくことが大事かなぁと思っています。

多職種の人たちと行動連携をして情報連携も必要です。もう動かなきゃいけない時期になっていると思います。一つの地域の中で考えていただいて、そのなかで空き家を活用し町をつくっていただければなーと思います。清聴ありがとうございました。(拍手)



講演録

■講師

株式会社あんど 代表取締役 西澤希和子 氏

■ 演 題

「後見制度と不動産、居住支援活動との関連性について」

後見人制度と不動産、 居住支援活動との関連性について

6年ぐらい前に、民生委員の皆様の「お手伝いを何か* P64-3 できないか」と考えていた時に、東京大学が市民後見 人養成講座をやっているのを知り応募したのが切っ掛けです。

私の祖母が福岡に居たのですけれども、母の兄弟間のトラブルがありまして。家の事、財産のことで、兄弟間で争ったことがあります。後見人、士業さんを付け財産管理はしていただきました。ですが祖母の暮らしで「本人の希望は全く見ていただけなく」亡くなりました。「市民後見人、皆さんでサポートするって、とっても大切だなー」と。で、市民後見人養成講座を受けさせていただきました。

受けて感じたのは「後見ってどんなことなの」につ*P644 いて勉強はします。けれども「不動産、自分の家のこと、 親の家のことを何とかしたい、だから勉強に来た」そ んな方が、けっこういらっしゃる。でも、そこが抜け 落ちていた。後見人が話すのは「不動産が絡むと、ど うしていいか分からない」「不動さんに関る内容を知ら ない、法律が分からない、不動産会社が怖い」「不動産 会社に話をしてしまうと営業をやられて、売らざるを 得なくなる」という内容です。「後見人は責任もあるので、なんとかならないか」との相談が多かったですね。

私どもが「後見人に色んなことを教えなくちゃーい*P655 けない」で、不動産業界の後見をやられている方に「不 動産の内容を勉強しようじゃないか」ということで全 国住宅産業協会へ。不動産会社だけが入っている業界 ではありません、建築だとか、司法書士さん、税理士 さん、多種にわたって住まいのことに関連する方々、 保険会社も入っている、全国住宅産業協会でございま す。こちらの方と東京大学と「後見制度に対する共同 研究をしようじゃないか」と。

共同研究が始まりました。私も市民養成講座において「不動産を後見していくなかで、何が問題になるのか」をお話させていただきました。出て来るのが「不動産が分からない、何をどうしていいのか分からない」不動産業者も「後見って何」って話すので「不動産業者も勉強しようじゃないか」と。で、「後見制度に関する不動産資格講習会」を今年から開かせていただきました。東京で2回、大阪と福岡でも勉強させていただいております。

絵は勉強会の様子です。不動産業界も高齢者とか紹* P65-6 介者とかで空き家問題が増えてきています。今までは 「えーやー」で決めていました。「お母さんが認知だけ ど息子さんがいいのだから」と売買してしまう業者も 在ったと思いますね。「黙って売ったりしちゃいけない、 法律の内容はこうだよ」と勉強する。

それから、地域の方たちも自分が高齢になって来ている。親御さんの判断能力が少し欠けてきて「後見ってどうなの」「これってどうしたらいいのだろう」っていう内容につても「不動産会社が相談相手になれるように、勉強をしようじゃないか」と。

お二人の先生から話ありました本別町の居住支援協** 266-10 議会にも参加しています。空き家対策セミナーやマン ションとかアパートを持ってらっしゃる方が「古くなっ た物を耐震するにはどうすればいいのか」そういう勉 強もさせていただいております。

後見制度の勉強をやればやるほど、空き家問題をやっ* P65-8 ていけばいくほど、二つは密接な問題ですね。住まいは重要な一つで「不動産会社とどう連携していくか」が大切だということになります。

ここで、何回も出ている内容ですが、福祉、社会保障* P66-11 の問題の場合は、障がい者や高齢者の入居に対して保証を保証会社が下ろしてくれない、保証人が居ない問題が出て来る。国の福祉政策はあるけれど、自立と地域共生をすすめている市町村が少ない。サポートが無いと自立が難しい。

都市整備に関し増え続ける空き家は、衛生的にも、生活環境的にもよくない。他方「不動産管理、物件の所有者ってどうなの」「貸しても大丈夫なの」「リスクってどうやって避ければいいの」と。説明されても理解は示すけど、亡くなったり、トラブルで周りが出て行ってしまったとき「誰が責任とってくれるの」「行って話はしますよ、だけじゃ貸せないよね」と。その点が一番の問題だと思うわけです。

物件を借りて住みたい人も、障がい者が通らないとか、一人暮らしになったときの体調不良とか、近隣とのトラブル、緊急の相談とか、財産管理や掃除とか、洗濯とか苦手だ、という方のため「生活サポート付き住居」の提供を考えました。

「生活サポート付き住居」を借りたい方が来たとき*P66-12に、借りに行くのではなく、先に「こういう方たちに貸してもいいよ」をオーナーさん側にお話をさせていただいて「登録」し、お知らせしていただく。そのことによって「貸してもいい」という物件を借りたい人にお貸します。家賃契約費用の中にサポート費が入っております。サポートの中身はALSOKの24時間365日使える、緊急駆けつけサービス・相談・火災監視っていうのが付いています。

ボタンが有り緊急ボタンを押すと緊急に来てくれる。相談ボタンを押すと困ったこととか、話したいとか、あるいは誰かが来ているとか、今でどうしいいか分からない、そんな内容をALSOKの方で話を聞いてくださいます。ALSOKの方に私どもから「何かあった時にはここに電話してね、病院はこういう所を使っています、こういう形の時にはこういう対処してください」と、その内容を知らせしてあります。で、こちらに電話が掛かってきたり、後見人さんに掛かってきたり、親御さんに電話して対処してくださる。これを24時間365日やっていただいている。

この工事費用、月々の使用料、NTTの回線の工事費用、毎月の基本使用料。ALSOKを付けるためにNTTの回線が必要です。こちらも家賃の中に入っております。鍵、水回り、ガラスのトラブル、住まいのトラブル。それから入居者の財産や権利、契約をお手伝いす

るサポーター。任意後見人さんとか、契約代理人など を紹介します。私どもでマネージメントして、おこなっ てもらう地域の、その家の近くの方たちにお願いして、 家に行っていただいたり、電話を掛けていただいたり、 相談相手になっていただく。

あとは住まいに関する相互的な安心体制づくり、私どもの方から不動産管理会社さんや、物件オーナーさん、あるいはケアマネージャーさん、障害者のためのケアマネージャーである相談支援専門員や、福祉サービス事業者、各ケースワーカーさん、あるいは市町村、包括に連絡を取らせていただき、プラットフォームになり、マネージメントし報告させていただく。不動産会社さんから報告があったものをケアマネージャーへ持って行く、ケアマネージャーさんから「こんなふうに今やっているよ」ヘルパーさんから「今こんな様子だよ」というものを各担当の双方に連絡させていただいて、皆さんで支え合うような態勢になっております。

たくさんの方で関わっていますので、孤独死するということはほとんど無いです。孤独死あるいは亡くなられる、あるいは失踪した後に「遺品」が残っている。 火災保険の借家人賠償保険ではお金が下りないですね。 原状回復費用が保険で下りるパターンはあるけど遺品 整理、ごみを処理費は出ないです。が、生活サポート 付き住居は限度額30万までは出しますよと。

担当スタッフによる定期的なアポイントメント、社協さんが電話連絡したり「どうですか今日は、具合はどうですか」は私どもの方がコメントをさせていただいたり。就労支援。障がいを持たれている方、高齢の方も「まだ働きたい」「多少はお手伝いしたいよ」という方はいますので、その方たちの就労支援。生活再建の相談。住宅に対する、設備に対する安心サポートは付いている「商品」となっております。

さらに困った時にはどうするのか。生活サポート付*P67-13 き住居に入居したけど、物件が合わない。居たいけど 「周りの人とトラブルが多い」その場合の生活サポート 付き住居の移転の相談。「引っ越しましょう、引っ越し 先もこちらの方で探しましょう」あるいは「今、出た いけども、探せない」その時は民泊物件と提携になっ ており、緊急時に利用ができる。「お金や生活物資が無 い」場合は、家具とか家電製品、中古ですがリースだ とか、差し上げたりとか、貸したりしています。一般 社団法人の福祉の会社の方と提携させていただくもの です。短期資金の相談、生活保護がまだ付いていない けれども、住居が決まらないと生活保護付けられない です。生活保護が無いけど、お金も無い、借りるお金 も無いが「どうしていいか」。こちらに関しての短期資 金の貸し付け、携帯電話を貸す、これもやっています。 携帯電話で貧困になられている方が多いです。障がい 持っている子たちは2万3万、4万携帯電話に払ってし

まっていると。あるいは「携帯電話が借りられない事で就職できない」という方が居ます。こちらは携帯電話機種代込み、かけ放題の5Gまでが、4000円プラス消費税で貸します。あるいはサポーター、任意後見人さんですけど「あの人とは合わないよ」となった場合。法定後見人が付いてしまうと、なかなか変えることは出来ないですね。任意後見人は本人に合わない場合は変えることが容易です。そちらの方の聞き取り調査をさせていただいて、サポーターを変更もさせていただいております。今お話したのは生活サポート付き住居の案内です。

先ほど出ていました家賃保証。私どもの会社は家賃保証もしております。生活サポート付き住居になるですが、オーナー様に向けての家賃保証。一般的な保証会社と同じような内容を家賃保証させていただいて不動産会社、管理会社、オーナーさんに「お金が入って来なかったときの安心」をここで担保する。借家人賠償保険、賃貸住宅に入る時には必ず入りますが、バラバラに色んな所に入っていると使える物も使えなかったり、上手く連携できなかったりします。こちらも私の会社とあいおい損保さんとで提携して、こういったものの内容をいれていただきました。

中で一番大きいのが、保険加入者さん、入居者さんがトラブルを起こして、近隣の方たちと喧嘩したり、喧嘩吹っ掛けたり、その事によって周りの方が出られてしまったときの「オーナーさんへの経済的損失を補填してくださる」内容が入っている。もしそういうことがあったとしても、オーナー様も安心が受け取れるんじゃないかと。 *P67-15

「あんど」の取り組みはこういういような内容を全国で組み込んでいます。市民後見人等実務研修とありますけど、市民後見人養成講座の東大チームと組ませていただき、今までにない後見のやりかたを研修させていただいて、サポーターになって頂く人も、どんどん増やしていこうという内容も入っております。 *P67-16

今の内容、提携先を書かせていただきました。真ん中に(株)あんどがあります。先ほどお話させていただきました民泊物件、緊急時の一時的な住まいとして優先提供していただいているのが「百戦錬磨」という会社になります。観光庁かと一緒にやりながら合法民泊ですね。合法民泊を緊急時の住宅として使わせていただく。

サンセイラインディツクは東証一部上場の不動産会 社でございます。こちらが障害者、高齢者に賃貸可能 な物件を各地方の不動産会社から集めていただく。あ るいは「空き家を持っている、けれども借りてくれる 人が居ない」古い物件だとか、駅から遠い物件だとか を買い取ってくださる。サンセイラインディツクとい うのは借地権、囲繞地、普通・売れないような物件等 の売買を得意にしている会社です。そういったものの 買い取もやっております。

honeybee 一般社団法人が生活再建のための短期のお金の貸し付け、物資が不足している場合、家財道具の支援をさせていただく、あるいは働く場所を提供させていただく。民泊を利用していたところ、障がいを持っている方がシーツ交換とか、掃除とか仕事をする。そんな形をとらせていただいております。

住宅産業協会と東大とも一緒ということで、後見人と の連携をさせていただくという内容でございます

事例をご案内させていただきます。3月に設立して今まで入居なさった方が11名でございます。その11名が刑務所から出てこられた発達がい害の方とかですね。あるいは、お兄様が引きこもり、弟さんが知的障がい者、お母様が病気で賃貸のお家を借りているが、ごみ屋敷。お母様が亡くなられて、兄弟二人だけが残ってしまった。ごみ屋敷になっていて家賃が払えない「何とかしてくれないか」と市町村の方から相談、包括の方からも相談がありまして。お兄様の方とは2ヶ月ちょい掛かりまいたが、サポーターと私の方の担当者ともい掛かりまいたが、サポーターと私の方の担当者ともにて、引っ越しをしてくださることを了承しました。今は一週間に3日ぐらいですけど、働くことが出来るようになりまして、一人暮らしが始まっております。会社の寮に近い所ですけどね。

もう一人の方は知的がい害ですけど、不動産会社の監理会社さんに彼を連れて行きまして。会ってみたら「障がい者のイメージって全然違うことを想っていた」と。「彼ならいいかな」ということで、入られて5ヶ月になります。問題なく綺麗に掃除しながら、毎日作業所の方に通われている。

「ごみ屋敷はどうしたのか」地元の建築解体ゴミ屋さんと連携させていただきまして、ごみ屋敷の中のゴミを全部出し綺麗にして不動産会社、元の管理会社に返させていだきました。管理会社からすると「ごみのまんま戻って来るもんだとばかり思っていた。これだけ綺麗にしていただいて」と言われました。

福祉に関わっている方たちからすると「どうしていいか分からない内容」ですね。不動産・建築が関わることで、安いお金で整理をしていく事がありました。

あるいは軽い知的がい害ですけども、大手に障がい 者枠で働いていらっしゃる息子さんがいて、その方が 住宅ローンでマンションを買っていた。お父様と二人 暮らし。本人の所得が17、8万でローンの額が11万。 本人だけじゃ破綻してしまうが、お父様が元気な時は お金を補填していたからローンを払えていた。お父様 が認知症になられ、働くことが出来なくなり、ローン も払えなくなり、お金も破綻し。お父様には後見人が 付いたけども、捻出ができない。市町村の方から相談 がありまして、まず息子様を一人暮らしすること。「あ んど」の保証でアパートを借りました。お父様に関しては貸家ですね。古い平屋の二部屋ぐらいしかないような貸家を綺麗にさせていただきまして、そちらの方に引っ越すことが決まりました。マンションに関しては息子さんが破産という形でローンを払わなくていい形をとり、競売物件になってくとは思います。弟さんの生活、17万あればアパートで暮らして生活していけます。サポート付き住居になりますので、みなさんが掃除に入ったり、あるいは夕食をご自身で買って食べたり、近所のhoneybeeが夕食支援事業をやっているで、そこに食べに行く。色んな方と接したり、見てくれたり、楽しくご飯が食べれる、楽しみにそこに行くようなになった。

事例を2つだけご紹介させていただきました。船橋 市でやっています。居住支援協議会はなかなか動かな かったです。不動産業者は登録した物件、とにかく売 買物件を頂戴と。福祉は福祉ぐらいしか分からない、 バラバラで動かなかったです。私どもの方が入ること により、包括と社協と一緒に手をつないでやることに より動いてきたような形になっております。 *P68-17

福島でもお手伝いすること等がありましたら、全国 に広げていきたいと思っておりますのでよろしくお願 いします ご清聴ありがとうございました。(拍手)

資

料



住宅政策の流れ

戦後の住宅政策全体の流れ

〇戦後、ハコの不足

+持家政策

公的賃貸住宅政策

市場で供給されにくい賃貸住宅 (ファミリー向け、バリアフリー等) 低所得者対策としての公営住宅

公的賃貸住宅政策の流れ

新規建設主体

公的主体

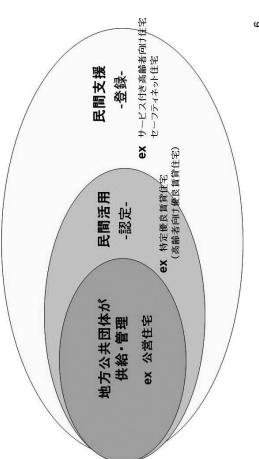
既存対策・活用(ストック)

民間活用・支援(悪いものをつくらせない、 市場における選択)

ex 住生活基本法(2006年:H18~) ソフト(福祉等との連携) ex 住宅建設計画法(1966年:S41~)

シード

重層的な住宅セーフティネットのイメージ



(参考)借上げ公営住宅の例

【既存借上型復興公営住宅(宮城県石巻市)】

【鉄骨造3階建(平成6年築)】

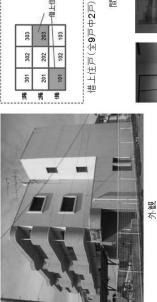
石巻市では、民間事業者からマンション・アパート等の賃貸住宅を住戸単位で借り上げ、東日本大震災で住宅を失った被災者に復興公営住宅(借上型災害公営住宅)として供給。

対象

₩S.6

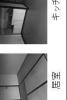
一班一件口

間取図: 101号室(2DK)











2

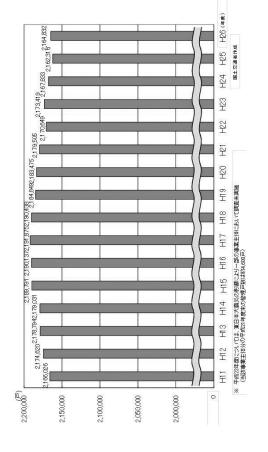
重層的な住宅セーフティネット政策の基本的な考え方

無 部· ・	地方公共団体	民間等	民間等
世 社	公共が直接供給・管理 (民間で整備ルケ住宅を買取り・ 借上げするものを含む)	民間等が供給·管理 地方公共団体が認定	民間等が <u>地方公共団体に</u> <u>登録</u> 地方公共団体が情報提供
補助の 考え方	国が地方公共団体に 整備費・家賃対策の補助 【法定補助】	国・地方公共団体が民間等 に整備費・家賃対策の補助 【法定補助】	国・地方公共団体が民間等 に整備費・家賃対策の補助 【予算補助】
主な施策	·公営住宅	·特定優良賃貸住宅 等	・サービス付き高齢者向け 住宅・新たな住宅セーフティネッ 上制度等
公的関与 (地方公共 団体の裁 量)	К		Λ

9

(参考)公営住宅の現状(1)

①公営住宅の管理戸数の推移(平成26年度末)



住宅政策の変遷 民間活用・支援

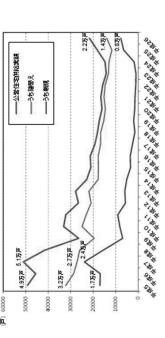
民間活用・支援のスキーム

〇民間が供給、地方公共団体等に登録

- 登録基準で一定のレベルを確保
- ex ハード(耐震性能、居住面積、設備、バリアフリー等) ソフト(借家契約、家賃等)
- ・情報開示による選択
- ・整備等への支援(補助、公的融資、税)

(参考)公営住宅の現状②

② 公営住宅の供給実績の推移 原 2000 - 1



- ③ 公営住宅の応募倍率(平成26年度)
- 全国平均 5.8倍 東京都 22.8倍 大阪府 10.5倍
- ④ 公営住宅の長期空き家率(平成26年度)

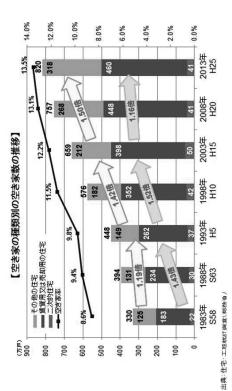
-全国 0.8% 三大都市圏 0.6% 東京圏 0.1% (長期空き案率:管理戸数のうち、 A.B者の募集を行ったが空き案となっている住宅で、前 A.B者退去の後1年以上経過しているものの割合)

ω

6

空き家の増加

〇空き家・空き室が多く存在し、今後も増加の見込み



【空き者の種類】 三度所な大き相同の住宅、新業・中古原的が、夏宮以は表面のために空き者になっている日本 その他の住宅・上記の他に人が任んないない住宅で、例えば、転勤・入路などのため居住世帯が長期にかたって不在の住宅や達に替えなどのため二部以集すことになっている住宅など その他の住宅・上記の他に人が任んないない住宅で、例えば、転勤・入路などのため居住世帯が長期にかたって不在の住宅や達に替えなどのため二部以集すことになっている住宅など

7

10

空き家の現状(賃貸用空き家・その他空き家)

▶ 平成25年その他空き家率(対総ストック)の都道府県別推移

その他空き家率

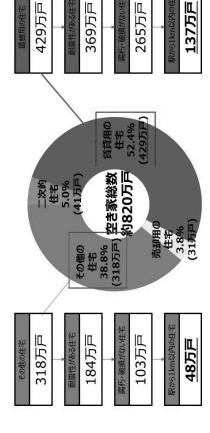
■ ~4%未満

■ 6.4~7.6%未満 ■ 7.6~8.8%未満 ■88~10%米湖

■ 10%以上

■ 52~6.4%未満 ■ 4~52%未満

その他空き家率の推移



空音等の種類 当に対し来る。現場では、東京では、「東京以表点が、5/4字) その他の任宅・上記の他に入げ任んでいない任宅で、何えば、新型の、入びませいたのにも任宝を その他の任宅・上記の他に入げ任んでいない任宅で、何えば、新型の入院などのため居日世帯が長期されたって、不在の任宅や建て皆えなどのために別い壊すことになっている任宅など

※ 平成3年住宅・土地統計調査(総務省)、平成36年空家東総調査(国土交通省)に基づく国土交通省推計 ※ 耐震性の有無こしい行え 国交省推計による建築時期別・建て方別の耐震割合をもどに算定を行った

空き家対策の概要

○ 適正に管理されない空家等が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしていること等を背景に制定された。「空家等 対策の推進に関する特別措置法」(平成28年法律第127号)(議員立法)が平成27年5月28日に全面施行され、市町 村が空き家対策を進める枠組みが整った。

管理不十分で放置することが不適切な空家等(特定空家等)に 対する措置 (助言・指導、勧告、命令、行政代教行)・勧告 137件、命令 7件、代教行 22件(平成28年10月1日時点) ・市町村内部で固定資産税等に関する情報の活用が可能 空家等の実態把握・所有者の特定等 空家对策特別措置法(平成26年11月公布、平成27年5月全面施行) ◆ 市町村による空家等対策計画の策定等 *107市区町村が策定済(平成28年10月1日時点) * 空家等及びその跡地の活用

●居住環境の整備改善等を図る観点から、空き家の活用・除却を 促進する地方公共団体の取組を支援(社会資本整備総合交付金)

●市町村長が法の規定に基づく勧告をした特定空家等については

税制措置

当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地

特例の対象から除外

●空家対策特別措置法に基づ大利利の取組を一層促進するため、①民間事業者等と連携人た総合的び空意対策への支援や、②専門家等と連携して実施する空気が対象の先駆り下り、事業への支援を行う。 連携して実施する空気が対象の先駆り下り、事業、120万度を紹行。 ②の空意が減能ら支援事業、120万度 200円度 200円

(現行の住宅用地特例)



阿様人が、相続により生したより、空音柱全又は当該空き柱宅の除盆形象 の數地を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した 場合、譲渡所得から300の万円を特別増除する。(平成28年創設) 耐震リフォーム (耐震性がある場合は不要) 空き室の活用

65% %09 高齢者のみの世帯 生活保護受給者 ひとり親世帯 単身の高齢者

H26 民間調査

住宅ストックの状況

住宅確保要配慮者・住宅ストックの状況

12

住宅確保要配慮者の状況

13 出典:住宅·土地統計調査(総務省)

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅 増は見込めない
 - 民間の空き家・空き室は増加傾向 (H1S) 659万戸→ (H2S) 820万戸 [管理戸数] (H17) 219万戸→ (H26) 216万戸

【30歳代給与】 (H9) 474万円→ (H27) 416万円

・子どもを増やせない若年夫婦

【理想の子ども数を持たない理由】 - 家が狭いから:16.0%

特にひとり親世帯は低収入

若年層の収入はピーク時から1割減

(H27) 601万世帯→ (H37) 701万世帯

・高齢者の単身世帯が大幅増

賃貸用の住宅 52.4% (429万戸) うち耐震性 等があり 駅から 1 m 以内の住宅 137万戸 二次的住宅 5.0% (41万戸) [空き家・空き室の現状] 約820 万戸 その他の住宅 38.8% (318万戸 48万戸

> 家賃滞納等への不安から入居拒否 【H26年収】ひとり親296万円 ⇔ 夫婦子育て世帯 688万円

【大家の入居拒否感】

売却用の住宅 3.8% (31万戸)

15

4

THE REAL PROPERTY.

空を住宅

練相続人の住宅

空き住宅の難漢所得 3,000万円特別整路の適用

空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

35

R宮借家の耐震性・バリアフリー性

[耐震性がない住宅に居住する世帯(H25)] 900万世帯(うち賃貸住宅は170万世帯) O耐震性などの安全性が不十分な賃貸住宅に居住する世帯が存在

〇バリアフリー化された民営借家は少ない

民営借家 18% ⇔ 持ち家 45% [一定のバリアフリー化率(H25)]





平成27年5月17日 川崎市の間易宿所において火事が発生。約1,000㎡が全角。11人が死亡、17人が重軽傷を負った

(参考)地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その 前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相 互に関係、、連携しなから在宅の生活を支えている。 【すまいとすまい方】 生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望 と経済力しかすった任まい方が確保されていることが地 様型はカアツスチムの前指。高齢者のフライバシーと尊 籐が十分に守られた住塚県が必要。

[生活支援・福祉サービス]

生活支援・福祉サービス

保健·予防

NE'U

【**介集・医療・予節】** 個々人の記念を課題にあわせて「介護・リハビリテージョン」 医療・看護」保険・予防・リが専門職によって提供される(有機的に重視、一体的に提供、 ケアマネジメイトに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

本人・家族の選択と心構え

ずまいとすまい方

【本人・家族の選択と心構え】 単身・「高齢者のみ世帯が主流に行る中で、在宅生活を選 打することの意味を、本人家族が理解し、そのためから 構えを持つことが重要。

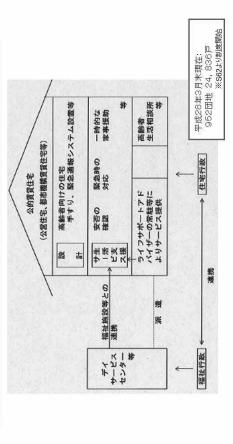
17

ツルバーハウジング制度の概要

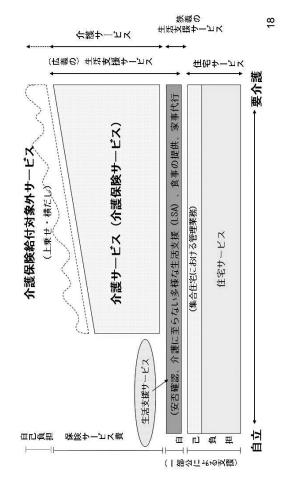
平成25年3月地域包括ケア研究会報告書より

16

高齢者等の生活特性に配慮したパリアフリー化された公営住宅等と生活援助員 (LSA)による日常生活支援サービスとの提供を併せて行う高齢者向けの住宅







サービス付き高齢者向け住宅制度(登録制度の概要)

サービス付き高齢者住宅・セーフティネット住宅

住宅政策の変遷

バリアフリーの賃貸住宅+見守り+介護等外部サービス

サービス付き高齢者向け住宅(2011年~)

○パリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。 ※サービス付き高語者向け任宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(高齢者住式い法)の改正になり、平成39年10月に創設

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住ま いの選択が可能

[登録基準]

	○ 成出順。原記2011で11年 ○構造・投備が一定の基準を満たすこと ○ パリアカリー構造であること(節下傷 段差解消、手すり設置)	
バス	サービス ○ <u>必須サービス:安否確認サービス・年活相談サービス</u> ※その他のサービスの例:食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助	
契約内容	○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○數金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等	

【入居者要件】 ・80歳以上の者 又は要支援・要介護認定者 サービス付き高給者向け住客

[登録状況(H29.3末時点)] 6,633棟 216,680戸 回数 棟数



セーフティネット住宅 (2017年~)

20

21

栅

・高齢者以外の住宅確保要配慮者対応

·低所得者、高齡者対策

(課題のうち)

_{改正前} 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)

目的

「住宅確保要配慮者(低額所得者,被災者,高齢者,障害者、子どもを育成する家庭,その他住宅の確保に特に配慮を要する者)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

基本方針

新たな住宅セーフティネット制度の概要

国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針を 定めなければならない。

国及び地方公共団体の責務等

①国等による公的賃貸住宅の供給の促進②国等による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進、民間事業者による協力③国等による住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携④地方公共団体による地域住宅計画への公的賃貸住宅の整備等に関する事項の記載

居住支援協議会

任宅 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、居住支援団体等は、住確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。

国土交通省

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

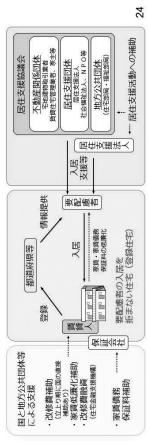
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)の一部を改正する法律(平成29年4月26日公布 半年以内施行)

① 住宅確保要配慮者を拒否しない賃貸住宅の登録制度

②住宅確保用配慮者向けの登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

(新たな住宅セーフティネット制度のイメージ)



住宅確保用配慮者向けの登録住宅の改修・入居への経済的支援

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

- ① 登録住宅に対する改修費補助
- (独) 住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等 0

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

26

住宅確保要配慮者を拒否しない賃貸住宅の登録制度(案)

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定 1. 都道府県・市区町村による

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
 - ・住宅確保要配慮者の範囲
- 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
- 低額所得世帯 (月収15.8万円 (収入分位25%) 以下)
 - その他外国人世帯等

※ 指定登録機関による登録も可能とする 2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として 都道府県・政令市・中核市に登録 [法律] ※指定登録機関による登録

- ・登録基準 耐震性能・一定の居住面積
- ※ 共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定 ※ 上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- 3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督

25

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援(案)

1. 都道府県による居住支援法人の指定

都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談

3. 居住支援活動への支援措置等

補助率:国定額(国の直接補助) ・補助対象:居住支援協議会等の活動支援等

4. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

- ① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに (独) 住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加
- ② 居住支援法人による家賃債務保証の実施

生活保護受給者の<u>住宅扶助費等</u>について賃貸人からの通知に基づき 代理納付※の要否を判断するための手続を創設 5

住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

① 低額所得者

外国人

- (月収15.8万円 (収入分位25%) 以下)
- ② 被災者 (発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども (18歳末満) を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するもの として国土交通省令で定める者

国土交通省令で定める者(案)

〇 規模

住宅の登録基準のイメージ(案)

聲録基準

- (条約や他法令において、居住の確保に関する 規定が定められている者等を想定)
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者

(N:居住人数、N≥2)

15 mi×N + 10mi以上

住宅全体の面積

※ 省令で最低居住面積(原則25㎡)以上と 定める予定 ※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

・床面積が一定の規模以上であること

〇 住宅全体

共同居住型住宅の基準

- (発災後3年以上経過)
- 供給促進計画において定める者 都道府県や市町村が
- 中国残留邦人、海外からの引揚者、ホームレス、 被生活保護者、失業者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、 戦傷病者、ハンセン病療養所入所者等、犯罪被害者、 DV被害者 等 地域の住宅事情等による者として以下のものを例示 ※ 現行の国土交通大臣が定める基本方針では、

29

便所、浴室(シャワー室でも可)、洗面所 を、居住人数概ね5人につき1箇所の割合 で設ける

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性 等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

28

妣

○ 基本方針・地方公共団体が定める計画

に照らして適切であること

○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失し

ないこと

一定の設備 (便所、台所、洗面、浴室等) を設置していること

・耐震性を有すること

〇 構造・設備

・共用空間に、台所、食事室(団らんできる場所)、便所、浴室(シャワー室でも可)、洗面所、洗濯室を設ける

〇 共用空間

9 ㎡以上 (造り付け収納の面積を含む)

・専用居室の数は、1人1室とする

〇 専用居室

・専用居室の面積

住宅確保用配慮者向けの登録住宅の改修・入居への経済的支援

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

(補助を受けた住宅は専用住宅化)

① 登録住宅に対する改修費補助 [予算]

補助対象工事	パリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金】:国1/3 (制度の立上り期、国の直接補助) 【交付金】:国1/3 + 地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金)について一定要件あり

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置 (予算)

(独) 住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等 [法律・予算]

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	②入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2 + 地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	(施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	て一定要件あり

改修費への支援

		っつの和日で仕事	フェリビミ コリンド 3変人		
「正正つの在年又智」	「十二%~2十一次 一」 本一	・作用共体が行うしている。	・米中世世中中世人・ストノー・ノー・メー・	中心後末数編録を付ける知り日報	は女女子 計画のロベル単位のア3女
				2	

住宅確保要配慮者専用の住宅に係る改修費用に対して補助を行う。

	山による 坦坂畑別 スマートウエルネス住宅等推進事業の内数]	<u> </u>
事業主体等	大	大家等
補助 対象工事等	・共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更・耐震改修・パリアフリー改修工事・居住のために最低限必要と認められた工事・居住支援協議会等が必要と認める改修工事・ 上記工事に係る調査設計制画(インスペクションを含む)も補助対象	り変更・耐震改修・パリアフリー改修工事 ンを含む) も補助対象
1	E 1/3	国1/3+地方1/3
開助率・ 補助限度額	国費限度額:50万円/戸※共同居住用のための改修、間取り変更又は耐震改修工事を実施する場合100万円/戸※共同居住用のための改修、間取り変更又は耐震改修工事を実施する場合100万円/戸	改修工事を実施する場合100万円/戸
	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等
入居対象者	・低額所得者 (月収15.8万円 (収入分位25%) 以下) ・被災者世帯	(月収28.7万円(W人分並70%)以ト) ・低額所得者(月収15.8万円(W入分位25%)以下) ・被災者世帯
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。※ 例 果栄都欠束区: 6.7万円、大阪市: 6.4万円 静岡市: 5.4万円、青森市: 4.4万円、福島市: 4.6万円	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他	・要配慮者専用住宅としての管理期間が10年以上であること。 ・情報提供やあっせんなど居住支援協議会等との連携が図られていること。	あること。 第が図られていること。

※その他、住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等がある。 ※補助金は平成31年度までの時限措置。

(参考)セーフティネット住宅の改修支援の想定事例

(1) 共同居住用への改修

- (1) 共助型共同居住 (高齢者、子育て世帯、学生)
- (2) 外国人留学生向け共同居住

② エリアに着目して改修支援

- (1) まちなかの居住促進
- (2) 密集市街地内の安全性向上

③ 入居者に着目して改修支援

- (1) UIIターンの促進
- (2) ひとり親世帯の居住支援

32

参考)共同居住型住宅(シェアハウス)の概要

共同居住型住宅の概要

- ・共同居住型住宅とは、以下を 満たす住宅。
- ①1つの住宅に、複数の賃借 ※血縁関係にない賃借人 人※が共同で居住
- 台所・居間・便所・浴室等の 共用空間・設備を共同で使用 ② 各賃借人の専用居室を有し、
- ③ 賃貸人と各賃借人が個別に 賃貸借契約を締結

収納(靴等)

体息、収納(京福丰) 専用居室

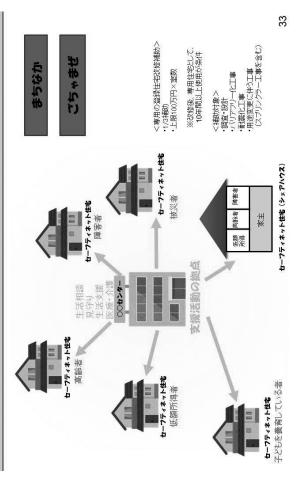
※2016年末 3万室※が供給。比較的、低廉 ·近年、增加傾向。約2,500件、 な家賃で供給される傾向。

【共同居住型住宅のイメージ】 ン※ 共用空間 収納(食器等) 出入 個狀 食事 団らん (接客) 専用居室 読み書き 休息 海中神が くつろぎ 休息 低比

戸建を改修した例(6人用 ·所在地:干葉県八千代市 ·居室面積:9.94~11.59㎡ 住戸数(居室数):6室 專用居室 專用居室

34

(参考)セーフティネット住宅を活用したまちづくり例



(参考)共同居住型住宅(シェアハウス)の例①



(参考)共同居住型住宅(シェアハウス)の例(2)

事例(2)

共同住宅の1室を改修した例(3人用)

・所在地:東京都新宿区 ・家 賃:6.5~7.6万円 ・延べ床面積:60.2㎡ ・住戸数(居室数):3室

·入居対象:若年の単身世帯 ·共益費:0.9~1.2万円 ·居室面積:8.4~13.2㎡







家賃・家賃債務保証料の低廉化支援(案)

【平成29年度予算】 公的賃貸住宅家賃対策補助:98億円の内数

36

住宅確保要配慮者専用の住宅について、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る 費用に対して植助を行う。

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料の低廉化に係る補助
事業主体等	大家等	家賃債務保証会社等
低廉化対象世帯	月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 ※ 生活保護(住宅扶助)及び生活困窮者自立支援制度(住居確保給付金)を受給している世帯 を除く。	簑制度(住居確保給付金)を受給している世帯
補助率・油助限度額	国1/2+地方1/2 (国費限度額:2万円/戸·月)	国1/2+地方1/2 (国劃限度額:3万円/戸・年)
XII X X X X I X I X I X I X I X I X I X	※家賃と保証料に係る支援は、合計して24万円ノ戸・年を限度として併用可能。	/戸・年を限度として併用可能。
低廉化前の家賃	近傍同種家賃と均衡を失しないこと。	
支援期間	・管理開始から原則10年以内等	Ĭ
その他の要件	・高齢者を対象とする場合、高齢者居住安定権 保計画等において、対象とする高齢者の考え 方及び対象者数を明示すること。	1

参考)スマートウェルネス住宅等推進モデル事業の概要

平成29年度 国庫補助事業

高齢者・障害者・子育て世帯(以下「高齢者等」という。)の居住の安定 確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、国が選定した事業 の実施に要する費用の一部を補助。

1. 提案事業の種類と補助率等]

高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な内容のもの

①住宅並びに高齢者等の居住の安定確保及 び健康の維持・増進に資する施設(建築設備 を含む。)の整備(新築、取得又は改修)

に課題解決を図る取組みで、先導性が

高く創意工夫を含むものであること

康の維持・増進に資するために具体的

① 高齢者等の居住の安定確保及び健

次の①から③に掲げる要件をすべて満

たす必要。

2. 提案事業の主な要件

② 公開等により、高齢者等の居住の安 定確保及び健康の維持・増進に資する

を高めるための情報公開を行うもので

あること

住まいづくり・まちづくりの推進上効果

|補助率等| ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費 (補助率:新築等1/10、改修2/3) ・設計費(補助率:2/3)

③ 平成29年度中に事業に着手するものであること

※スマートウェルネス住宅等推進モデル事業のうち、一般部門の一部を記載。

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援(案)

1. 都道府県による居住支援法人の指定 はままま

都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談

3. 居住支援活動への支援措置等 🖙

・補助対象:居住支援協議会等の活動支援等 補助率:国定額 (国の直接補助)

4. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

① 適正に<u>家賃債務保証を行う業者</u>について、情報提供を行うとともに (独) 住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加 [法律・予算] ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定) ※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口の設置、契約時の重要事項説明・書面交付ほか

②居住支援法人による家賃債務保証の実施は制

5. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき 代理納付※の要否を判断するための手続を創設 [法律]

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

居住支援協議会の概要①

- の円滑な入居の促進等を図るために、 地方公共団体、不動産関係団体、居 住支援団体等が連携して、居住支援 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅へ
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の 賃貸人の双方に対し、住宅情報の提 供等の支援を実施 **為議会**※を設立 0
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 に関する法律第10条第1項に基づく協議会

- 要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情 ・メンバー間の意見・情報交換
 - 報発信、紹介・斡旋
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービ 住宅相談サービスの実施

・賃貸人や要配慮者を対象とした講演 会等の開催 ス等の紹介

居住支援法人 NPO 社会福祉法人等 居住支援団体 地域在宅 協議会 ■ 地方公共団体 | (住宅・福祉部局) 都道府県・市町村 (自立支援)協議会 連携 不動產関係回位 生活福祉· 就労支援協議会 AND THE REAL PROPERTY.

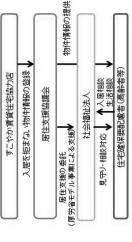
(参考)京都市居住支援協議会の取組

〇京都市では、行政(住宅部局、福祉部局)と不動産関係団体、福祉関係団体等で<u>居住</u> 支援協議会を設立。

〇高齢を理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の情報提供を行うとともに、厚労省 のモデル事業を活用して社会福祉法人による「見守リサービス」等を提供。

すこやか賃貸住宅の情報提供の実施

■居住支援協議会のホームページで高齢を理由に入居を拒まない「すこやか賃 貸住宅」の情報を提供



住まいと生活支援モデル事業の実施

高齢者が入居した住宅に対して、社会福祉法人等が「見守リサービス」等を行う取 組を厚労省のモデル事業で支援。



【居住支援活動を実施している団体】

岡山けんかれん】 岡山・ホームレス支援きずな】 [NPO法人 おかやま入居支援センター] 子どもシェルターモモ 子ども劇場笠岡セ、 NPO许人 NPO许人 【NPO法人 / MOUN

【叶で居住支援団体の紹介】







43

設立状況

居住支援協議会

居住支援協議会の概要②

68協議会が設立(H29年5月末時点)

- ○都道府県 (全都道府県)

区、世田谷区、八王子市、調布市、日野市、多摩市、川崎市、岐阜市、京都市、神 戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市 豊島区、杉並区、 〇 区市町(21区市町) 北海道本別町、山形県鶴岡市、船橋市、千代田区、江東区、 北海道本別町、山形県鶴岡市、船橋市、千代田区、江東区、

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅 等への入居の円滑化に関する取り組みを支援 [H29年度予算]

重層的住宅セーフティネット構築支援事業 (4.5億円) の内数

自ら設立することが困難な市町村は都道府県の協議会への参画 ・政令市などの規模の大きな市区町村は自らによる設立

4

参考)岡山県居住支援協議会の取組

〇居住支援活動を実施しているNPO法人と市町村との間で相互連携を図り住宅確保要配慮者の 方にワンストップで情報提供できる仕組みの構築を進める。 〇障害者等の入居支援に取り組むNPO法人が構成団体となり、入居支援を実施。

居住支援ネットワークの構築

県内で居住支援を行っているNPO法人 等の情報収集

各居住支援団体のネットワーク構築に向 けた報告会の実施、活動をHPで公開

居住支援協議会

構成団体間の連携

居住支援団体

(NPC法人等) ・高齢者支援 ・障がい者支援 ・子供支援 ・ホームレス支援等 居住支援ネットワーク 情報提供 ・地方公共団体
・不動産関係団体
・居住支援団体
・居住支援マルワーク
構築支援







入居相談



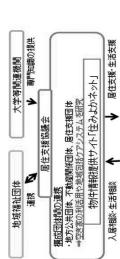


(参考)大牟田市居住支援協議会の取組

<u>空き家を改修・活用できる仕組み</u>や住宅確保要配慮者の円滑な入居のための仕組みづくりを研究 〇地域包括ケアシステムの構築に向けて、住宅情報システム「住みよかネット」を構築するとともに、

相談体制の構築

- 要配慮者向けの相談マニュアルを作成。
 - ●住まい情報サイト「住みよかネット」
 - ●窓口での電話・対面相談の実施 ●無料相談会の実施



空き家所有者向け無料相談会や空き家利 ●空き家の所有者を対象に<u>意向調査</u>(H27)

活用セミナーの実施

民生委員・学生と連携し市全域を対象にし

と空き家実態調査(H25)

空き家の利活用方法を検討



居住支援法人制度の概要①

住宅確保要配慮者

居住支援法人とは

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人と して、都道府県が指定するもの。
- 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、団体を 指定することが可能。

●居住支援法人に指定される法人

- ·NPO法人、
- 一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む) ·一般社団法人,
 - ・社会福祉法人 ・居住支援を目的とする会社

ポ

●居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談③ 見守りなど要配慮者への生活支援④ ①~③に附帯する業務

46

参考)居住支援を行う団体の事例

ONPO法人 リトルワンズ(東京) 子育て(ひとり親

ONPO法人 外国人住まいサポートセンター

外国人

・多言語対応の住宅借り方マニュアル等のバンフレット作成 ・司法書士や弁護士等によるトラブル時の相談窓口の設置

(神奈川)

の連携によるひとり親向け専用のサイトを開設 し、空ぎ家とひとり親世帯とのマッチング ・学校の届出等の手続き支援、各種助成制度の活用支援

○NPO法人 おかやま入居支援センター(岡山) ・障害者等の入居支援に向け、医康・福祉・法律・不動産等の専門家が、連携するネットワークにより、住宅の提供や個別状況に応じた人居後

回點者

(居費・生活費の支援、最低限の家財確保等、賃貸任宅へ入居するホ -ムレスの自立支援

ONPO法人 抱樸 (旧北九州ホームレス支援機

生活困窮者

構)(北九州)

○一般社団法人あんしん住まいサッポロ(札幌) ・民間の高齢者向け住宅の情報提供と住み替え相談窓口を設置。 ONPO法人 高齢者支援センター(徳島)

高齢者等の住み替え相談等を実施。綿密がエアリングにより要望に 合う賃貸住宅をマッチング。

・路上生活者等に対して、宿泊所の提供、日常生活支援、就労支援、退 所後のアフターケア等を実施。

ONPO法人 自立支援センターふるさとの会(東

OTOKYOチャレンジネット(東京)

若中年單身

・民間質賞住宅の情報提供、保証会社を利用したサポート等を実施。必要に応じて、民間アパートを一時住宅として提供。住宅資金等の無利子貸人付けを実施。 住居を失い、インターネットカフェ等で寝泊まりして就労する者を対象とした相談窓口を設置 ・住宅だけでなく、生活全般や健康相談、法律相談にも対応。 ・仕事紹介、資格取得支援、履歴書添削、面接指導など、就労面でのサポートも実施。

居住支援法人制度の概要②

4

* (1011.EK)

[空き家情報サイト]

指定の考え方

<制度スキーム>

居住支援法人は、必ずしも全ての

業務を行わなければならないもの

(但し、定款に各業務

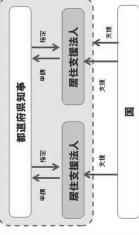
ではない。

の実施に関することが記載されて

いる等、業務を行う備えがあるこ

とを都道府県が確認]

居住支援協議会



都道府県は、その区域内に複数の

居住支援法人を指定することが可 具体的な指定基準の考え方は 市区町村の福祉部局等からの推薦

0

都道府県において判断。

がある場合には、都道府県はそれ

を考慮することも可能。

●居住支援法人・居住支援協議会への支援措置

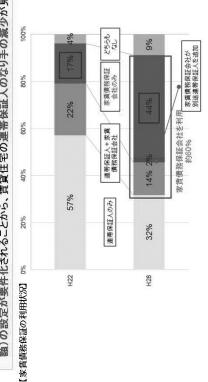
確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑 居住支援法人・居住支援協議会が行う住宅 化に係る活動に対し支援 ※重層的住宅セーティかト構築支援事業 (H29予算案4.5億円の内数)

家賃債務保証の現状と対応①

家賃債務保証の現状と対応②

家賃債務保証の現状

○ 少子高齢化や人間関係の希薄化等を背景として、家賃債務保証会社による保証を求める 賃貸住宅が増加傾向 〇 民法改正(2020年施行見込み)により、個人根保証契約において、保証する限度額(極度 額)の設定が要件化されることから、賃貸住宅の連帯保証人のなり手の減少が見込まれる



出典:(公財)日本賃貸住宅管理協会(平成28年度)家賃債務保証会社の実態調査報告書

48

家賃債務保証業者の登録制度(案

○ 家賃債務保証業者の登録制度 (任意)の創設

・適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として<u>一定の要件を満たす家賃債務保証業</u> その情報を広く提供 者を国に登録する制度を創設し、 なお、本制度は任意の登録制度であり、登録をしなくても家賃債務保証業を営むことは可能。

1 登録の要件

・暴力団員等の関与がない

・安定的に業務を運営するための財産的基礎 (純資産額1,000万円以上) ・法令遵守のための研修の実施・業務に関する基準を規定した内部規則・組

織体制の整備

・業務に関し賃借人の生活の平穏を害するお それがない

・相談又は苦情に応ずるための体制整備・家賃債務保証業の実務経験者の従事

绁

登録業者に対する指導等 ო

適正な業務運営確保のための報告徴収及び

・違反行為等に係る指導、助言、勧告及び登 資料提出

・登録の取消等の事実の公表 録の抹消

继

登録業者の従業者であることを証する証明書の携帯 2 業務適正化のためのルール

・暴力団員等の排除

・虚偽告知及び誇大広告の禁止

・違約金等について消費者契約法に反する契約の制限 ・契約締結までに重要な事項に関する説明・書面交付 ・契約締結時の書面交付 ・賃借人毎の弁済履歴を記録した帳簿の備付け ・登録業者であることを表示する標識の掲示 ・受領した家賃等について自己の財産と分別して管理 ・業務及び財産の分別管理等の状況の報告 等

住宅確保要配慮者が家賃債務保証を利用しやすい環境を整備するため、JHF(独

ほか

・契約時の重要事項説明や書面交付 ・社内規則等の整備、相談窓口設置

JHFによる家賃債務保証保務

立行政法人住宅金融支援機構)が、登録住宅の入居者(住宅確保要配慮者に限る)

の家賃債務の保証について、保険を行うことができることとする

居住支援法人 又は ①の登録を受けた家賃債務保証業者

※家賃債務保証を行う者の要件

家賃債務の保証を適正かつ確実に実施できる家賃債務保証業者について、国に

① 家賃債務保証会社の登録制度

新たな制度における対応

登録できる制度を創設する

※ 登録要件等

49

6.回収金の一部 登録住宅 入居者 5.回収 を納付 2.家賃支払の滞納 家賃債務 保証業者 4.保険金 JHE の支払 3.家賃の代位弁済 1.保険料の納付 スキーム図 登録住宅 の賃貸人 HF)は、適正な家賃債務保証 業者※による登録住宅に入居す る住宅確保要配慮者 (登録住宅 (独) 住宅金融支援機構()

住宅金融支援機構による家賃債務保証保険

概罪

人居者)の家賃の支払に係る債 国土交通省による任意の登 録制度の登録を受けた業者、居 (家賃債務)の保証について 住支援法人を対象とする予定 保險引受け ×

賃貸住宅標準契約書(再改定版)案について **尼法改正对**

概要

- 〇 平成29年5月26日に「民法の一部を改正する法律」が成立(3年以内施行)
- 〇賃貸借契約に関連する改正内容に伴い、今後、賃貸住宅標準契約書(改訂版)※を改訂予定

※ 賃貸借契約をめべる借主・貸主のトラブルを防止する観点から、国土交通省において作成・公表しているもの

賃貸住宅標準契約書(再改訂版)案

民法の主な改正内容

〇 個人根保証契約において、保証する 限度額(極度額)の設定を要件化

〇 頭書に連帯保証人の氏名・極度額を追加 〇 連帯保証人の保証契約の条件を新設

〇 賃借物が一部滅失等で使えない場合 賃料は当然に減額されるものとする

○ 賃料の減額に関する条文を新設 ○ 減額の程度等は貸主・借主が協議

契約終了時の敷金返還や原状回復 〇 確立した判例や解釈論の明文化

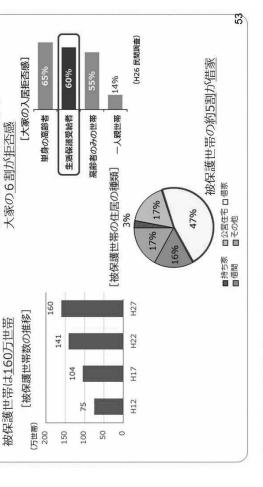
賃借人の修繕権の明記

- に関する基本的なルールを明記
- 通常損耗について原状回復義務を負わない ことや修繕の費用負担等を明確化 敷金返還債務の発生要件・範囲等を追加 〇トラブル未然防止のための内容追加

住宅扶助の代理納付の推進①

生活保護受給者の居住の状況

被保護者の入居に対して



施行に向けたスケジュール(案)

○ 住宅セーフティネット法改正法は平成29年10月25日に施行される予定。 ○ 施行に向けて、国の基本方針のパブリックコメント、改修費への国の直接 補助、家賃債務保証業者の登録受付などが実施される予定。

11月以降 (基本方針)	,				
計等 (提生方計) バブコメート 公布 施行 その (供給促進計画) 自治体における供給配益計画の検討 (円・2017年) (円・2017年) (円・2017年) (円・2017年) (円・2017年) (円・2017年) (日・2017年) (日・20			8.F		11月以降
(供給促進計画) L/プコメート 告示 告示 告示 告诉 申 申 申 申	省令等			施行	
1 日の 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	基本方針等	(基本方針) (供給促進計画)	「パプコメート」	高元 供給配進計	画の策定
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)	登録住宅の 登録事務		登録住宅システムの検討	1	
	居住支援法人		都道府県における指定手続きの検討	指定開始	
(公修・国直疫補助) 事業者の募集開始 (その他) 自治体における補助制度の検討 (本台開催) 全国フカ所で実施 (その他) (その他) 不動産関係団体や整道所環等が実施 (第目)	家負債務保証 登録	業の	説明会の実施	登録事前受付け	
業 (R在支援法人) 事業者の募集開始 (その他) 全国フカ所で支施 (本省開催) 全国フカ所で支施 (その他) 不動産関係団体や参道所環等が実施 (進国)		(改修·国直接補助)	事業者の募集開始		
(その他) 全国フカ所で実施 (本省開催) 全国フカ所で実施 (その他) 不動産関係団体や整道府県等が実施(適百)	補助事業	(居住支援法人)		事業者の募集	集開始
(本省開催) 全国フカ所で実施 (その他) 不動産関係団体や暫道府県等が実施 (適宜)		(その他)	自治体における補	助制度の検討	4 4
(その他) 不動産関係団体や物道府県等が実施(進度) (注目) 体で実施するごと	AB 45	(本省開催)	全国フカ所で実施		
「は自治体の実施をある」	光明 至	(その他)		-	14
		自治体で実施すること			Δ

住宅扶助の代理納付の推進②

住宅扶助の代理納付の推進

- 民営借家等における代理納付の (公営住宅は59.3%) 実施率(太13.7% 0
- 代理納付を推進するため、住宅 サイドからの情報提供と福祉サイ ドの事実確認を組み合わせた事前 ○ 代理納付を推進するため、 手続を整備

取箔物

家賃・共益費

賃貸人

賃貸借契約

- ① 賃貸人から生活保護受給者の 家賃滞納等に係る情報を福祉 事務所(保護の実施機関)に
- ② 通知を受けた福祉事務所は速 やかに事実確認を行い、個別・具体的な代理納付の判断を円滑化



福祉・住宅行政の連携強化のための連絡協議会

方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、 福祉行政と住宅行政のより一層の緊密な連携を図るため、厚生労働省と国土交通省の関係 〇生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する 局職員による情報共有や協議を行うための標記連絡協議会を設置。

開催状況

3. 福祉行政と住宅行政の連携

〇第1回連絡協議会(平成28年12月22日) 〇第2回連絡協議会(平成29年2月27日)

第1回連絡協議会の様子

〇第3回連絡協議会(平成29年6月29日)





住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策(見取り図)

# 87	1			***			١,
大援施策	他所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	摩暈桌	子育で世帯 (ひと)親・多子世帯)	DV被害者	児童養護應改退所者	×
関係者の連携			居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)*	本レベルの活動の充実) *			
		特別表現老人ホームオ			婦人保護施設●		
	(条碼施需要本	が20年のカーフの「カートントルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルトルト	開催者があっずまっム (共同生活機能を行び場)▲		婦人相談所一時保護施證●		
ハード圏の供給	無料低額電泊所等	サービス付き路路番回け住宅★	福祉ホーム★		母子生活支援施設大		
			公的賃貸住宅(公寓住宅·地域優良賃貸住宅等)★	地域優良賃貸住宅等〉*			
	民間賃貸往宅(斬	たな住宅セーフティネット制度)	民間負貨住宅(新たな住宅セーフティネット制度):②登録住宅(〈入居拒否しな、住宅〉★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家貨低康化〉★【所設】(※1)	住宅)★、②専用住宅(改修	(費補助・低所得者の家賃値	(廉化)★【新設】(※1)	
	居住支援法人	# 新たな住宅セーフティネット割	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家食環務保証●、②住宅金融支援機構による家食機務保証料解(新設)(※1)	(債務保証●、②住宅金融支	 提供権による家住債務(保証	正(系)(第5)(※1)	
連带保証人·緊急	家賃債務	(報証会社(民間):(①一定の要)	家食商務累証会社(民間):①一定の要件を満たす家貨商務保証会社を登録会、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険(新設](※1)	登録点、②住宅金融支援機	 横による家住情務/程証/保険	(斯)(※1)	
連絡先の確保				は 日本学術Mのひの様により)	社会的技能等の文表事業(あか)大 (ひと)期及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設。現所者に得る)	(利力・大・ (対対・) 大・ (対対・) 大・ (対対・) 対 (対対) 対 (対) 対	(82)
		居住支援協	宮住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)	主宅セーフティネット制度)【算	析設1●(※1)		
入居支援等 加索 化安嗪酚 数约			生活困窮者自立支援制度(居住支援)大	制度(居住支援)★			
サボナ、コードイネ・ナ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)食	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの	地域移行支援▲				現實養職
	李祖教報(5)	の機構の手段に変数	地域生活支援事業(国住サポート事業等)★	母子・父子自立支援員★	婦人(保護事業★		番巻に対する自分を対する自分を対する
	会員の報告は は 単の 様 一	(3)操斗器・日利用は冷凝(物)・日利用は冷凝(物)・日利用は(水)・一般・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用は(水)・日利用に(水)・日本(水	降害福祉サービス等(展覧の第・地震の重要を推進)	ひとり親家庭等日常生活支援事業・		*(%%)	は発生な
生活支援 の複集		介護保険サービス▲	•	ひとり親家原等 生活向上事業★	3		
		- 世界中派日	日常生活自立支援事業			[編集] [実際の指置等] 国交省 女:国	[*]

28

■市区町村居住支援協議会に係る 情報交換会

実績 : 1市、1村、4区 予定 : 1市、1区から甲込みがあ るほか、随時相談を募集

■市区町村への個別訪問等

○ 生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を

地方ブロックにおける福祉・住宅行政の連携(関東ブロックの例)

🍛 国土交通省

要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能 の強化に向けて、<u>関東信越厚生局と関東地方整備局が連携</u>して、地方公共団体等 への支援に取り組む。

実績 : 平成29年6月26日に第1回を開催 予定 : 年内に計3回程度開催(第1回含む)

(参加状況)

·住宅部局69自治体、82名 ·福祉部局36自治体、55名

* うち、29 自治体、80名が両部局から参加

<第1回情報交換会の様子>

<相談会の様子>







■両地方局開催公議の相互参加

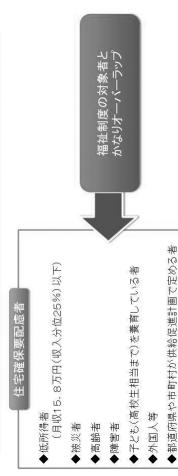
排

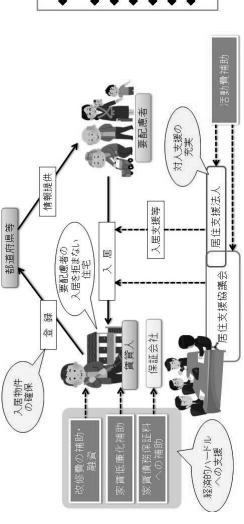






【新たな住宅セーフティネットの全体イメージ図】





資料1

ポイント2:

経済的ハードル への支援

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

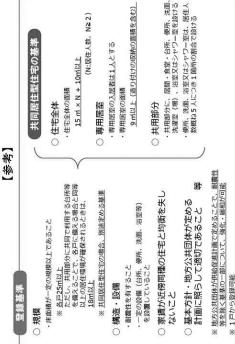
ポイント1:

入居物件の確保

新たな住宅セーフティネット法の概要

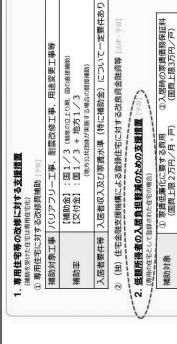
専用住宅の改修・入居への経済的支援
対人支援の充実
ポイント3:

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援



[出典]国土交通省公表資料より

S



ポイント2:専用住宅の改修・入居への経済的支援

住宅セーフティネットと地域福祉 N

[出典]国土交通省公表資料より

国1/2 + 地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)

補助対象

入居者要件等 入居者収入及び補助期間について一定要件あり

「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を目標に、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、<u>住まい、医療 介護、予防・生活支援が一体的15提供される</u>「地域包括ケアシステム」の構築を目指す。





地域共生社会」への展開

=地域包括ケアシステムを制度横断的に展開するものと言える。 2020年に向けて進められている「地域共生社会」の実現



地域包括ケアシステムの特長である

- 生活上の課題にトータルに対応すべきなのは、
- 自助、互助、共助、公助で支えていくのは、 身近な地域の「ご当地モデル」が必要なのは、

高齢者だけではない。



分野ごとに専門性を高めることも大事だが、**制度をまたぐ支援も必要**。 人口減少に対応するためには、**横断的な施設・事業運営が必要**。

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が毒』として参画し、 や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援 ○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

地域を基盤とする包括的支援の強化

〇住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す 〇地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、 生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築 ●市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉機断的な 包括的支援のあり方の検討 ●共生型サービスの創設 [29年制度改正・30年報酬改定]

● 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築[29年制度改正]

地域福祉計画の充実[29年制度改正]

● 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域

課題の解決を試みる体制を整備[29年制度改正]

題の解決力の強化

改革の骨相

●福祉系国家資格を持つ場合の保育土養成課程・試験科目の 一部免除の検討 ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討

専門人材の機能強化・最大活用

の実現 「地域共生社会」

社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と 丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援 多様な担い手の育成・参画、 民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備

地域丸にとのしながりの海

10

01:なぜ、住宅セーフティネットは、地域福祉を必要とするのか? 住宅の 【A1】 入居者にとってのセーフティネットは、

(抜粋)

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程) 〈平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部〉

0

00

供給 (「デジタル大鉾泉」より)

1 必要に応じて、物を与えること。2 販売のために、商品を市場に出すこと。また、その数量。 中需要。

〇 本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の

地域課題の解決力の強化

改革の骨格

理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題につい

て、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなど

<u>に関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。</u>住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的

相談支援体制を構築する。

当面の改革工程

受け手の視点ではない。 入手した後のことは含まれない。

「供給」で終わりではないか「ボ

|住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律|

言葉のニュアンスとして、「入居まで」をイメージさせるが・・・



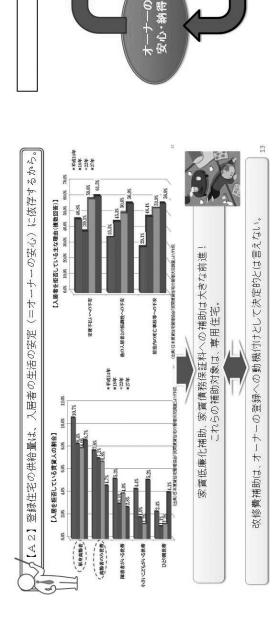
住宅は、単なる「ハコ」でも、壁に囲まれた空間でもない。 そこには人間臭い「暮らし」がある。

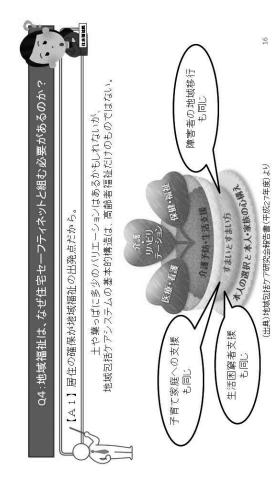
国土交通省との密接な連携のもと、生活困窮者、高齢者、障害者などへの居住支援を進める。

地域丸ごとのつながりの強化
 国土交涌省とのめ姓た:****

【住宅セーフティネットの好循環】

専用住宅の



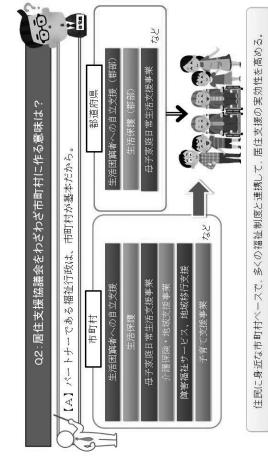


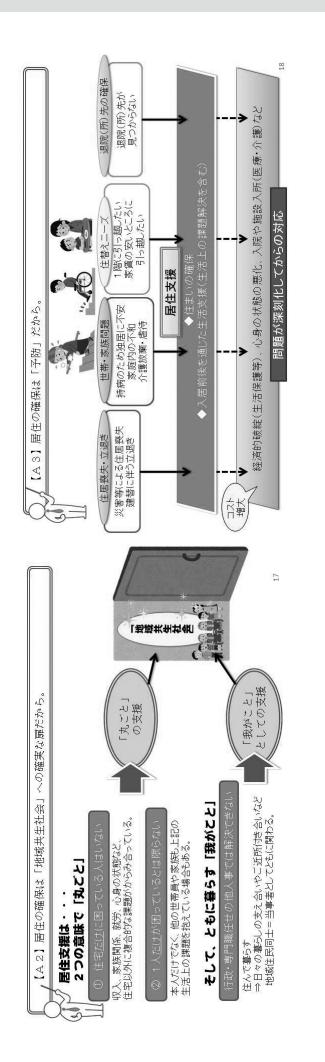
14

居住支援活動 の充実

低廉な家賃 家賃債務保証

福祉の力は 重要なエンジン





住宅+福祉の理論と実践

3

低所得高齢者の住まいと生活支援の在り方に関する調査研究(高齢者住宅財団・平成23~25年度 老人保健健康増進等事業)において提唱。

地域善隣事業の思想

大正末期から昭和初期にかけては、社会経済状況の変動や都市化の進行によって、地域社会における生活困窮者が顕在化し、その解決が大きな社会問題となっていた。こうした中で、生活困窮者の教育、子弟の育成、生活相談等を総合的に展開する民間の拠点が設置されていくこととなった。これが「善隣館」である。

我が国における先達の努力と伝統を継承して地域の相互扶助を再構築することを目指すことが、本研究で提唱する事業の基本的な哲学である。 高齢者住宅財団 1低所得・低資産高齢者の住式いと生活支援のあり方に関する調査研究報告書1より

「地域善隣事業」= 「仕様書」であり、「設計図」ではない。

目的と求められる機能・性能(仕様書)は定めるが、事業の細かい実施方法(設計図)は定めない。

全国一律・統一的な「地域居住モデル」は成立しえない。= 必要なのは「ご当地モデル」

【地域善隣事業の「仕様」】

- ① **低所得・低資産である、社会関係資本による支援が乏しい等**の理由により、地域での居住を継続 することが困難である又はそのおそれのある者を対象。
- 上記対象者が、**できるだけ安定的・継続的に地域生活を営む**ことができるように支援

0 0

- 支援は、ハードとしての**「住まいの確保」**と、ソフトとしての「**住まい方の支援」**の2本柱。
- ④「住まいの確保」は地域の既存資源(空家)を活用し、「住まい方の支援」は、互助の職成に留意しつつ、個々の対象者に応じた生活支援を実施。
- ⑤ 事業実施に当たり、**関係者の協力・連携体制を構築。**
- ⑥ 透明性のある利用者主体の事業運営。● 悪質な「貧困ビジネス」との差別化

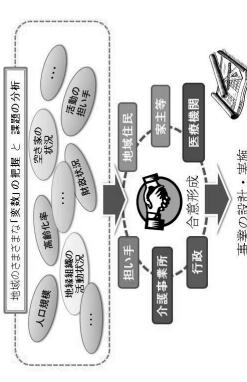
19

② 日常的な相談等(生活支援)や見守り

を行うことにより、住み慣れた地域で継続的に安心して暮らせるような体制を整備。

① 空家等を活用した住まいの確保、

厚生労働省 「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」(平成26年度~) 自立した生活が困難な低所得・低資産高齢者等を対象に、社会福祉法人やNPO法人等が、



本別町 縣石町 岩沼市 栃木市 和光市 三扇市 新規募集は行っていない。 横浜市 担無光 栃木 秋田 群順 神奈三 **쌺**照 猴E 横手市 旧田 石三 × 核阜 福井 天理市 京都 法實 和歌山 京都市 兵庫 大阪 電景 国日 湖知 徳島 島根 広島 ΞŒ 帰国 华 黄 福岡市 葉景 豊後大野市 大牟田市 つきは市

モデル事業3年間の実績

住まい方の支援 福祉関係主体 (NPO、社会福祉法人)

生活支援の導入で 安心して住まいを提供

見守り、相談等

サービス提供が回能に

「住まりでの

(家主、不動産事業者) 住まいの確保

不動產関係主体

空き家の活用

22

21

平成26年度からモデル事業を開始した、北海道本別町、岩手県雫石町、神奈川県横浜市、川崎市、京都市、奈良県天理市、福岡市、大分県豊後大野市の8自治体の実績(平成28年12月末現在)より作成。

埋もれていたニーズの把握

そもそも「居住継続が困難な高齢者の有無」について、実態が十分につかめていなかった。

都道府県(n=40): 「分からない」(72.5%) 市 町 村(n=817): 「対応できていない」(22.2%)、「分からない」(34.4%)

【**仏典**] 高齢者住宅財団(平成27年3月)「低所得の高齢者等への住まい・生活支援を行う事業の金国展開に関する調査研究報告書」

病院·診療所

護事業所

地域包括支援センター

地域住民組織

在宅の医療・看護・介護を導入

必要に応じ、

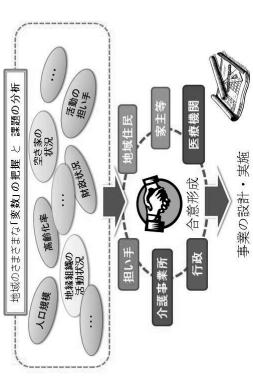
行き先の確保が難しい高齢者等

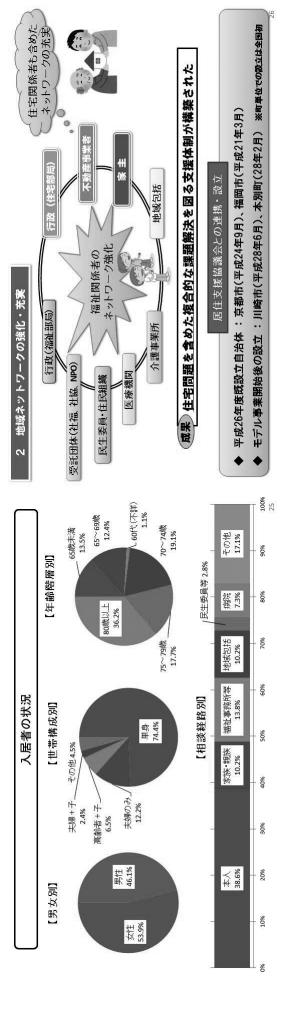
行政機関

23

ニーズはなくならない。だったら、安心できる事業モデルを育てる。施設で「閉じる」のではなく、地域ネットワークで支える「オーブン」な運営「入所者」ではなく、「地域住民」としての暮らしを目指す

合計246世帯、282人の入居を実現した







 総訪問者数
 個別支援
 民生委員へののみを含む

 509件(再訪問80件)
 250件

見えづらかった入居者の生活上の課題を把握。連携して対応を検討する基盤づくり。

住民、住宅部局、福祉部局、福祉関係団体とが連携。

ſÌ

公営住宅での連携〜横浜市

所有者等への利活用意向アンケート 利活用意向のある空き家の詳細な現地調査

外観調査、データベース作成

町内全数調査

第一第 第二次 次三年

調酬

住居確保のニーズ調査・マッチング

第四次第五次

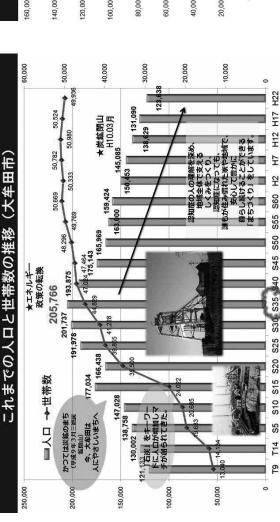
除却対象の空き家の把握だけでなく、住まいとしての有効活用も。

「空家特措法」の対策と併せて実施。

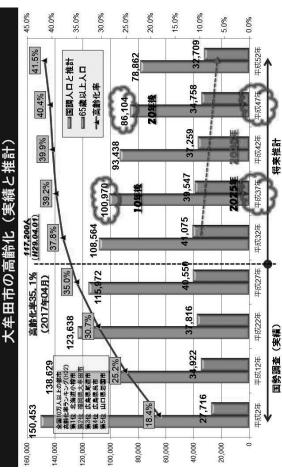
ſÌ

空き家対策との連携~本別町









高齢者数は平成32年をピークに減少に転じるものの、人口全体が減少していくため、「率(割合)」としては増加(微増)していく。 では増加(微増)していく。

ო

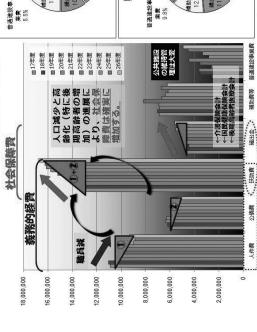
「石炭から石油へ」国のエネルギー政策が転換されたことや、大手事業所の合理化等に伴

い、人口は昭和35年をピークに減少に転じる。

一般会計における歳出 (性質別) の推移 (H17~26) と内訳

※人口減少と増加する高齢化率=社会保障費はこれからも 確実に増加する。自治体経営は大変!どうする、大牟田。

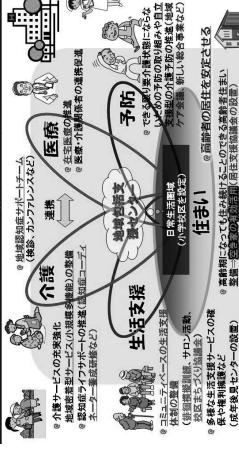
H17年度/歳出 (性質別) 内訳



状型質、禁託倒が 植行っている **申普通建設事業費** ロ補助職等 H26年度/歳出 (性質別) 内訳 ■人件費 ■公債費 □扶助費 日韓田帝 その他 その他 中海華歌中 柳柳 8.8%

※大竿田市一般会計決算関係資料(歳出(性質別)内訳/H17~26年度)

(大牟田版) 地域包括ケアシステム



或包括ケアシステムの構築について

○団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らい、暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、 **医療・介護・予防・住まい・生活支援** が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現 ○今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、 地域包括ケアシステムの構築が重要、

○人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高**齢化の進展状況には大きな地域差**。

○地域包括ケアシステムは、保**険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、** 域の特性に応じて作り上げていくことが必要。(地域支援事業のその他事業などを活用)

自普通建設事業費

■その他

口補助數學

日公信費 ■扶助費 ■雑出金

型



していた時の (居住支援協議会の設立に至ったきっかけ) 福祉部局に在籍

ဖ

■ H18~22年度/市高齢者福祉部局の企画担当に所属。当時は介護保険制度も業界用語もわからない 状態。のちに地域密着型サービスの整備や第4期介護保険事業計画の策定を担当する。H22年度は、地域包括支援センターに所属し、多重人格障害者や認知症に起因した虐待ケース対応等を経験

ロ H22年度、地域包括支援センターの職員(SW・Ns)から・・・。「被援護者が病院から退院を催促 されており、退院後の住宅を確保したい。」との相談を受ける

、ケアマネジャー)は不動産屋を 知らない。今から探そうには時間がない。連帯保証人は要るかな? 地域包括支援センターの3職種(社会福祉士、保健師(看護師)

■ 結果、知人の不動産屋さんにつなぎ、自社物件をあっせんしてもらうことにした。

ロ 単身高齢者の増加は、こうした相談が今後増加することが考えられた。

他都市と比較しても市営住宅が多い。入居までに時間がかかりすぎる・・・?

市内に空き家がたくさんあるが、いったいどれくらいあるのだろう・・・? 介護施設に入所している利用者の自宅が空いている・・・?

空き家を安心できる高齢者の住まいや小規模の介護施設にできたら・・・?

住宅・土地統計調査の数値とは乖離している気がする。

なぜ、空き家が賃貸住宅市場に出てこないのか・・・?

不動産業者に原因があるのか・・・?

後期高齢者の急速な人口増に加え、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加。福祉施設の整備 だけでは解決できない。地域包括ケアシステムの構築は、超高齢社会において最重要課題。

サービス付高齢者向け住宅の整備(9件297戸)、持ち家の

バリアフリー化推進

NPOレイレ
キポート
カンター)

(成年後見センターの設置)

ω

(居住支援協議会の設立に至ったきっかけ) 建築住宅課長として着任時 (平成23年4月) の問題意識

- ①市営住宅と空き家 (特に戸建て住宅) 対策
- 老朽化した市営住宅が多すぎる。半永久的に管理しなくてはならない。交付金はいつまで続くか?
- 正確な空き家の実態(数字)を把握したい。でも、お金がない・・・。
- ②市営住宅の管理運営の効率化 (指定管理者制度の導入)
- 指定管理者制度を導入することで、恒常的な時間外業務を減らし、効率的な管理運営ができるか?
- ・市営住宅の整備や管理は民間でもできる。行政だからこそできることをやらなきや・・・。

※ところが、着任早々、市営住宅入居者(単身・56歳現性)の孤独死、市営住宅窓口での暴力未遂行為、精神障害者による他入居者への迷惑行為対応、同居する知的障がい者と高齢認知症母による入居者間トラブル、近隣住民からのクレーム、新築市営住宅の放火、入居者と市職員のトラブル、など続出。

⇒なぜ、こんなことが起こるのか・・・・? なぜ、家賃を滞納するのか・・・・? なぜ、トラブルを起こすのか・・・・? を考えてみた。 回地内コミュニティの問題か? 互助(支えあう)の仕組みがないからか? 認知症なのか? 精神 障がい者なのか? 生活に困っているのか? 一人暮らしで寂しいのか? などなど

.morccc. ⇒市任管理担当の職員は、箱モノの供給・管理をするだけで、**人居者の生活を見ていない。** ⇒でも、住宅部局だけでは解決できそうにない。 ⇒問題を共有しよう!

(全国の指定管理者のほとんどが箱モノ管理型?)

(対策例) ➡H26年、大牟田市では指定管理者制度導入に際し、コミュニティの支援業務を応募要項に加えて募集。

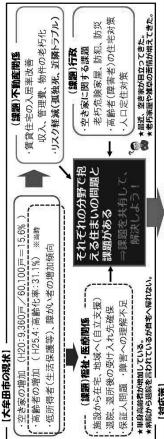




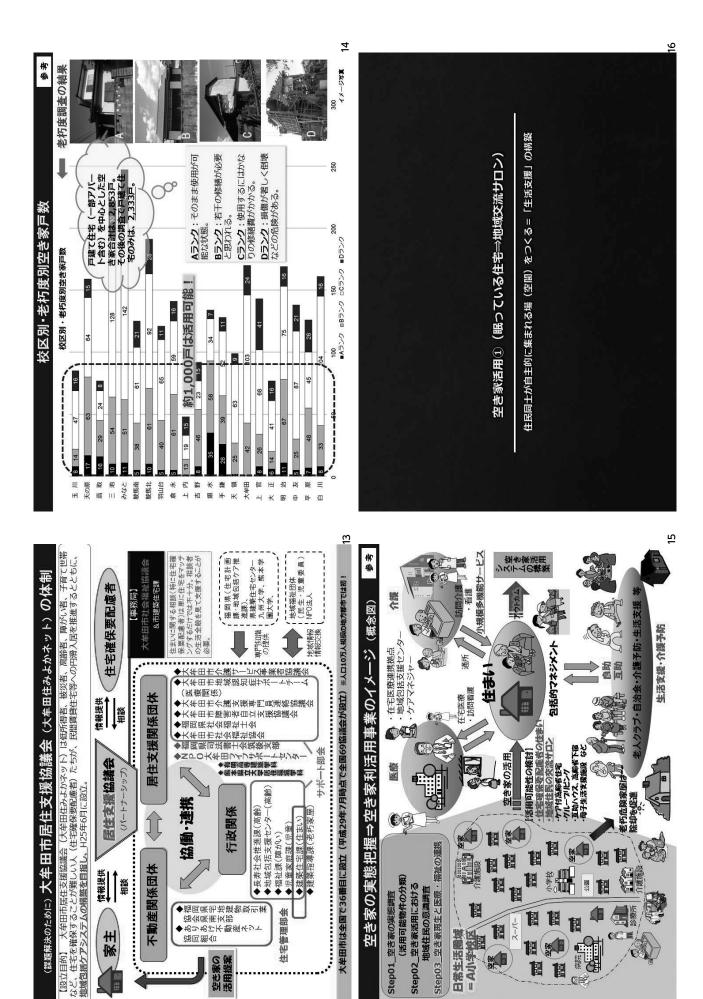
それぞれの分野で抱える住まいの問題点や課題⇒課題を共有

13881

大牟田市では、人口の減少や御市部への人口流出により、空き家が急増しており、空き家対策(老朽危険家屋、空き家利託用)が喫緊の課題となっている。また、高齢者、降が、者、低所得者、母子世帯、生活保護世帯なども増加傾向にあり、生活の基盤となる住宅を円滑に確保できていない問題が発生している。こうしたことから、老朽危険家屋の除却を促進する一方で、空き家の有効活用(利活用)の方策の一つとして、(**備りる側のニーズに着目し、)**在午離保製配慮者が任宅を口滑に確保できる仕組みを構築していく必要があった。



へ動産関係団体、医療・福祉関係団体、その他の団体が住まいに関する**課題を共有**し、協働して 住宅確保要配慮者の**「居住支援」**に取り組む必要がある。 ⇒居住支援協議会 ※その他の行政権務(認知症対策、地域包括ケアシステム、生活因務者自立支援、コンパクトシティ(立地過圧化)など)も重要施育であり、どれも朝局 関連携が求められている施策だが、計画策定プロセス(庁内会議)が既に形骸化している(カタチだけ会議)。計画書をつくることが目的なのだろうか? 12





空き家所有者向けの意向調査 (H27年度)

空き家である可能性の高い住宅等の所有者に対し、その住宅等に関する状況の確認および将来の利用・活用に関する意向を調査 し、今後の施策検討の基礎資料とする。

2. 調査結果 (速報)

14(2%)

空き家でない 空き家でない 不備 回収率

内訳

292(34%) 118(14%)

配布数 回収数

空も家の状態

- ・昭和60年以前に建築した物件が全体の65%
- ・空き家になった理由は、「死亡」・「入院・入所」が約7割 ・空き家になっている期間は「3~10年」が58%

1::

空き家の維持・管理

- ・維持・管理のために「月1回以上」の頻度で通っている人が55%
 - ・維持・管理に年間10万円以上かけている人が約5割

困っていることで最も多いのが「自宅から遠い」で45%

空も家の活用等

- ・空き家の活用について、「売却したい又は売却してもよい」が最も多く43%。「貸してもよい」 は17%。 「解体したい」は12%
- 困っていることは、「**荷物・仏壇が置いたまま**であり、その処分に困っている」が最も多く24%
 - 住情報システム(住みよかネット)に「登録したい」と回答したのは9%

空き家の管理に困っている実態はある。<u>売却(処分)したいという意向が強いが、売れない</u> 空き家の期間が<u>長期化</u>しており、それに比例して<u>老朽化</u>も進んでいる

空き家維持費のシミュレーション (市民周知)

程度で「貸した場合」と「貸さない場合」の維持

費の負担額を累積比較した

Fのグラフは、使える空き家を固定資産税相当額

一例です。空き家を所

有していると、固定資産税や除草費用などが発生

固定資産税相当で貸した場合

参书

空き家を放っておくと・・・

ておくと、老朽化が進行し、倒壊して隣家 や通行人に被害を与えたり、放火や犯罪の 危険性が高まるなど、問題が深刻化する場 化し、解決するために多くの費用や時間が 合があります。また、相続等の問題が複雑 空き家を適正に管理せず、そのまま放置 必要になります。

します。



→質さない かかり かなの をなるのをなったか 老 -50 0 20 100 150 -200

33 <u>「儲からなくても、維持費を減らせるなら・・・。」</u> という考え方も、人口減少社会の今日においては 必要な視点かもしれません。 空き家が地域のためになるんだったら・・・。

大阪市立大学大学院生活科学研究科(現:京都大学大学院)教授(三浦研氏)資料を加筆修正

[合計] 36万円/年⇒3万円/月



相談受付件数及び(入居後の)支援状況

	対象者	相談受付件数	数		※H28年度の件数は12月末現	件数は12月末
温をできる。	高響者、輝か者、一人親世		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
能 事	生活困窮者など	相談件数	7#	54件	81#	76件
 →	5	マッチングした件数	た年数	これまで	これまで、14件の入居支	居支援実
RH#	1		世帯種別	世帯数		家賃
V M V	60	平成26年度	未成年の姉妹	(1世帯)	1.0万円	
ッチング(戸建て)。		平成27年度	母子世帯 火災被災世帯 生活困窮者 ョ齢者世帯	(3世帯) (2世帯) (2世帯) (1世帯)	2.0万円 0.6万円、 1.0万円、 2.5万円	3.5万円 2.5万円
ne l	12-0	平成28年度 ※H28年度は 12月末現在	母子・父子家庭地震被災者高齢者世帯	(2世帯) (2世帯) (2世帯)	2.0万円 0.6万円 1.0万円	1.0万円





24



・相談対応 (家主、入居者双方から)

・定期的なモニタリング(入居者)

居住支援協議会への相談のきっかけと相談者の性別・年代

住宅確保要配慮者・住まい探し相談データ分析調査

56 35 1	·	t別·年代				į	Í		/	Í		
56 60.9% 1 2 19 12 4 12 35 38.0% 2 7 2 6 7 1 1.1% 4 26 14 10 19		_	%	10Æ	20Æ	30/K	40ft	50Æ	60ft	70ft	90Æ	大馬
35 38.0% 2 7 2 6 7 1 1.1% 2 100.0% 1 4 26 14 10 19		26	%6.09	1	2	19	12	4	12	5		1
92 100.0% 1 4 26 14 10 19	2002	35	38.0%		2	7	2	9	7	Ø		2
92 100.0% 1 4 26 14 10 19	=	П	1.1%									1
	盂	92	_	-	4	26	14			13	-	4

相談は高齢者に限らない!(居住支援協議会で対応した住宅以外の相談内容)

→無料定額診療制度を紹介する

→社協の生活支援相談へつなぐ

生活困窮(病院の治療費が支払えない等)

単身の認知症高齢者

子供の引きこもり等

住宅以外の問題・課題を抱えている事例

相談者本人の障害(身体的・精神的) →成年後見、障害者支援センターへ

家族関係,DV被害(夫から妻,親から子など)

税金・家賃の滞納

→入居には支援体制 (契約等) が必要 →CMへ

■居住支援協議会への相談のきっかけ

- インターネット (住みよかネット) が最も多い。
- 市役所関係機関や市住管理センター、女性センターなど各 支援窓口からの紹介も多い。
- 住まい探しアセスメントシートでは、保護課や市会議員(支援者)・包括からの紹介が多く、インターネットがきっ かけの相談者はなし。
- ケース、一人親世帯での生活函窮などが多い。また離婚した元配偶者からの嫌がらせ(DV)、その他ストーカー被害等で緊急に家を必要とするケースあり。 30~40代などの世代は、離婚をきっかけに住まいを失う

火災による家の焼失が2件

10.9% 8.8% 6.5% 1.1% 13.0% 14 15.2% 14.1% 7.6% 6.5% 3.3% 3.3% 3.3% 3.3% 2.2% 100% 13 10 6 12 インターネット (住みよがネット) ポスターやバンフレットを見て 市住管理センターからの紹介 市役所関係機関からの紹介 女性センターからの紹介 生活センターからの紹介 成族・知人等の紹介 KBCテレビを見て 支援者からの相談 インターネット その他

暮らしを支える

26

居住支援協議会の事務局を住宅関係の組織が運営する場合、上記のようなケースの対人援助や

複合的な相談は住宅部局だけではできない。福祉部局や関係機関の連携協力が必要となる。

一方、相談者本人からの相談では、住宅相談の裏側にある、相談者自身の複合的な問題

を抱えており、途中で相談自体が途切れているケースが多い。

▶ 支援者からの相談または紹介により、居住支援協議会の住宅相談を申し込んでいる。

住まい以外の課題を抱えている事例のほとんどは、支援体制があるケースが多い。

計画性の欠如(大家さんから言われた退去日時まで日数がない)

→社協の生活福祉資金貸付制度の紹介

平成25年6月、居住支援協議会設立

(国土交通省:重層的住宅セーフティネット構築支援事業)

- ◆空き家の実態調査及び分析
- ◆市民啓発活動(セミナー開催)
- ◆モデル事業の研究及び提案 など

- ◆空き家情報の収集 (無料相談会等の実施)
- ◆シンポジウムの開催 (市民周知活動)
- ◆住まい方提案モデル事業・空き家活用方法研究等 の実施(サロン田崎)

なが ◆住情報システム「住みよかネット」の構築

- ◆相談体制の構築(部会制の導入)
- ◆空き家所有者への**意向調査**

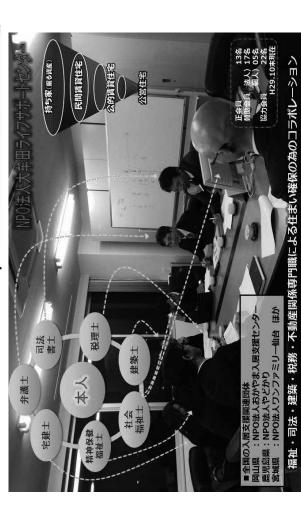
平成28年度

◆サ高住の質の維持・向上のための研修 など ◆住宅確保要配慮者の生活課題調査

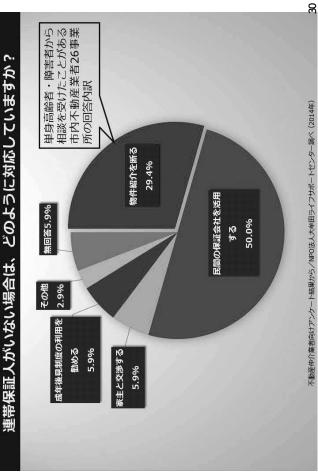
22 大牟田 暮らし支える。 医療、福発・行政などの土 団体が附属し、合意には同市なる権力を発展を発展を発展していませる。 同中総合環体サンターで エ・バ目に外足、同中総合環体サンターで、京本省の開ける。これが、日本の、日本の、日本 住まび確保以 サロン田崎の事業着手前の説明会。 かかわり方や運営について地域生

求められる居住支援とは・・・

住宅確保要配慮者に対する住まい確保の支援と生活支援の仕組みをつくる (NPO法人大牟田ライフサポートセンター)



支援を必要とする当事者の支援のあり方について専門職同士で協議。H26年10月、NPO法人認可取得。 要接護者(本人)に必要があれば、<u>賃貸契約の連帯保証人、身元引受人、緊急連絡先になる。</u>



NPO法人大牟田ライフサポートセンターの取組み

八居支援事業

住宅の確保が困難な方々の入居を支援するために、専門職(弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、宅地建物取引主任者、一級建築士、ファイナンシャルプランナー、社会福祉士、精神保健福祉士など)が関係機関と協力して、本人への直接的な支援者によるネットワークを形成し、必要に応じて連帯保証人になるなどの方法により、住宅確保のための支援を行います。

また、**緊急時の連絡先**や支援対象者が<u>亡くなった後の遺**品(残置物)整理や、</u> 生居の片づけ・清掃**、必要に応じ**葬祭等の死後事務**も行います。</u>

身元保証事業

入院や施設へ入所を行う際には、身元引受人(≠保証人)が必要になります。 家族が不在であったり、来ることができない場合は、法人が**身元引受人(主に入院・治療費の精算など)**になります。

これまでの実績 平成26年度 相談08件、支援決定04件 平成27年度 相談23件、支援決定06件 (うち1件は身元保証) 平成28年度 相談26件、支援決定05件 (うち1件は身元保証)

33

(※H29年度は10月末現在)

支援決定10件 (うち2件は身元保証)

相談21件、

平成29年度

Ж

大牟田市居住支援協議会の取り組みから見えてきたもの

- 居住支援とは、中古住宅や空き家を確保するだけではない。
- 人口減少縮退社会、少子超高齢化、生活困窮者の増加等、住民一人 ひとりの生活の背景にあるものを考えなくてはならない。

基礎自治体の職員には、住民と向き合い、地域ごとに必要な施策を進め、自らのマチを守

り通すことが求められている・・・。

居住支援協議会は何のために、誰のためにつくるのか?

2000年に導入された介護保険制度は、「地方分権の試金石」と呼ばれていた。

居住支援協議会の取り組みは、地方自治を進めていくためのツールの一つ。

「地域の為に空き家を何とかしなくては・・・。」と、多職種で集まって話し合いをもった。

その延長線上に、たまたま「居住支援協議会」というツールがあっただけ・・・。

「空き家」は数年前までは、個人の問題だったが・・・、今日では、地域課題となった。

■居住支援は「生活支援」であることを理解し、多職種による行動連

居住支援協議会を運営する際に 求められるスキルと基本姿勢!

₹OF&C!

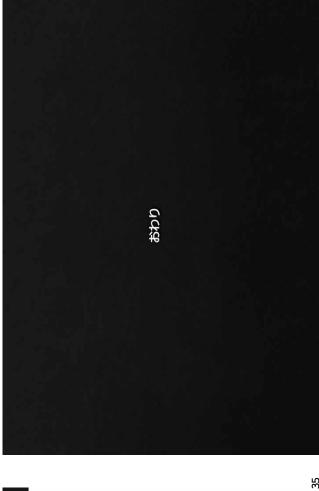
- ●生活支援のプロである福祉部局や社協との連携はとても重要。特にインテーク (主訴の背景にあるものまで聞き取る)のアセスメントは極めて大切。
- 都道府県居住支援協議会の役割は、住民生活に密着している市町村(の単独ま たは隣接市町村で構成する協議会)の設置支援および運営支援が求められる。
- 地域包括ケアシステムの構築は、福祉部局だけの政策ではありません。すべて の部署に関係する横断的な政策と意識する。
- 住まいは福祉(暮らし)の延長線で考える時代。職員が少ない中、マチの生き 残りをかけ、10年先を見据えた大胆でしなやかな施策推進が求められている。

ജ

「居住支援協議会」は、国や県がやってください!というもので

- はない。目の前にあるわがマチの問題を解決するツールの一つ。
- 困っている住民がそこにいるから、解決するための仕組みをつく る。それができるのは、黒子である皆さん方。
- 空き家という「地域資源」を活用して、地域住民による支え合い の仕組みをつくり、超高齢社会を皆で乗り越えることが必要。 A

¥



人口減少社会の地域を守り通す職員たれ。

要支援

6

住民同士が 数字の間 当十合い

居住系施設(小規模)

今こそ、想いをもって地域包括ケアシステムの構築を!~

<日桃生活園製(小学校区)> 地域密着型サービス(小規模多機能など)

地域で暮らし続けるために(空き家を地域資源として考える)

~住民と真剣に向き合い、共にマチ育てをする時代。

少人数で構成 された高齢者下 宿など 睲 空き家 住まい 盟 地域が無台 華河市 空を家⇒サロンの場 2次予防高節者 午活七葉 元気高齢者 地域住民 子育7世帯

第2回福祉·住宅連携会議 「ともに活かし、ともにいきる」 平成29年度

居住支援活動との関連性について」 「後見制度と不動産、



Support your life

株式会社あんど 代表取締役 西澤 希和子

取組みの「きっかけ」~東京大学「市民後見人養成講座」

何故、不動産団体が「後見制度と不動産」について研究しているのか? 「空き家問題」とどのように関連してくるのか?



Support your life

御挨拶

いわゆる「団塊世代」が後期高齢者と呼ばれる75歳に到達する2025年には、日本の高齢者人口が3500万人に達するといわれ

2017年の3月、株式会社あんどは設立しました。不動産業界で働ぎ込がら、高齢者・帰が、者のく住まい分くり>に貢献し、不動産業者、産業者への投籍和職課等のの研究のででできたのでは、大切学に関するコンサルティンが各行ってきた。大型開催のコントが出てします。 コンサルティンが各行ってきた。女団関手のコントが出て株まなおっています。 不動産と簡末、そして権利機議。それぞわの経験とプリックを活わいるがら、株式会社あんどの生活終合サポート事業を進めてまい。 になっ。 に、なっ。 源は今後かに厳くなると言われています。社会的弱者である高齢者や輝が、老、その他生活困窮者の方々にとって、ますます厳 しい時代が天の高能性をのます。 また、人口茶の時代の労牧は、社会問題としての全空をお問題>~の対応が求められており、また物件所有者並びに不動産管理 また、人口茶の時代の労牧は、社会問題としての全空をお問題>~の対応が求められており、また物件所有者並びに不動産管理 業者の皆様にとっても、まさに供給邀め同問題として、その対策が必要になると言われています。

志を共にする多くの皆様方のお力添えをいただぎむら、この地域にそしてこの国に、たくさんの笑顔と安心を作っていく所存です。

西澤 希和子 (にしぎわきわこ)

・宅地建物取引上(千葉県知事免許) ・住宅ローンアドバイザー((一財)住宅金融普及協会) 平成9年より、株式会社山盛の取締役。

(一年),在自己在中央基础会前规事業委員会副委員長、 後里人制度不動經和公委員長 東京都中央区在 · 東京都中央区在 · 夫 西寧温は、株式会社山盛の代表取締役。 ·建築業経理事務士2級

友野 剛行 (ともの たけゆき)

平成18年より、株式会社ふくしねっと工房の代表取締役。

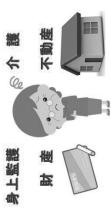
・ぐらすりルーガ法 ・年集引服支援事業連結協議会役員 ・船権・履が・者相接支援事業所連絡協議会開会長 ・リスケマキジネトアドバザー(リスケマキジネト協会) ・著書「セルベの適かり」相 ・干集県場構所在住 ・妻、友野夕千(4、様式会社ぶ人しねっと工房の取締役。

Support your life

成年後見制度とは

「成年後見制度」とは、認知症高齢者や障がい者等の判断能力が不十分な人 に代わって、後見人が本人の不動産を含む財産管理等を行うことを通じて、 その生活等を支援する制度です。

器知底高齢者や障が、4等の判断能力が不十分な人は、不動産に係る法律行為(土地・建物の売買・賃貸・修繕・管理・処分など など、不適可が取り付け、人は、地域です。 また、不適可が取り付け、人は増加がよけない、はま契めが締結され、の方に契が解除等の混乱が出いる場合等)や不当が取引(康 機業者等によって不要がリアオーム契約等を結ばされる場合等が発生してしまえことも少れるかはせん。 このような人の将有が過度は、基本制が高いにある場合等が発生してしまえことも少れるかはせん。 このような人の将有が過度は、基本制が同じであられる場合等が発生してしまえことがあるがは、また。 まう可能出れ高く。ときまが生む一日となってしまします。





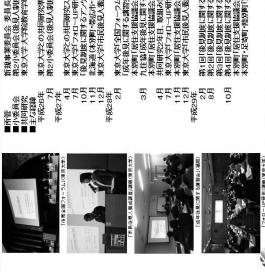
認知症高齢者・障がい者等 判断能力が不十分な方

Support your life

(一社)全国住宅産業協会での取組み ~後見制度 共同研究

後見制度と不動産に関する資格講習会

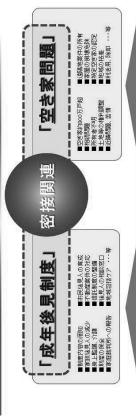
-



第1回「後見却度に関する不動産資格講習会|開催(東京) 第2回「後見排底「関する不動産資格講習会|開催(東北) 第3回「後見排底「関する不動産資格講習会|開催(地切) 第4回「後見排底「関する不動産資格講習会|開催(福知) 本別門「居住支援協議会」、「個別組総会」、「地別網総会」、現地調査 新規事業委員会 委員長·松崎 隆司 第2小委員会(後見人制度不動産部会) 委員長·西澤 希和子 東京大学 大学院教育学研究科教野研究室 共同研究2年目、取組み実用に2タート 建文大学17年17年11日の時報2年に3講義 本界町「限在女旅協議会」で3度で3プーゴ任行相談会1等 東京大学1市民総見人義成講座して3講義 東京大学「全国フォーラム」にて講義 「原年後見に関する講習会」開催(東京大学本郷キャンバス) 1917日に主漢協議会」設立総会 九九七協「欧在後見に関ラる講習会・開催(福岡) 本別町「居住支援協議会) 東京大学との共同研究準備 第2小委員会(後見人制度不動産部会)設立 東京大学「フォローUP研修」「C、講義 「後見制度に関するアンケート」実施 北海道(本別町・帯広市・音更町)現場視察 東京大学「市民後見人養成講座」「C、講義 東京大学との共同研究スタート

後見制度と空き家対策との関連性

Support your life





「戸鎌住宅物件見学会」(東京)

Support your life

空き家対策、セミナー等

Support your life





「空き家対策セミナー」(東京都杉並区





























足寄、陸別町も協議会

本別町「居住支援協議会」(北海道)













国住支熊協議会」個別相

「生活サポート付き住宅」とは?

糊あんどが<mark>障がい者、高齢者、その他生活困窮者の方</mark>に提供する物件で、

害する。 「特定空家」(適切な管理がされていない空家)の未 然防止が必要。

増え続ける空き家が、地域の保安、衛生、生活環境を

・陣がい者・高齢者等が入居できる住宅が少ない。 ・国の福祉施策としては自立と地域共生を進めているが、サポートがない自立は難しい。

福祉・社会保障の

#10

これからの福祉と「住まい」に関わる大きな課題

産談会「空き家のないまちつくりを目指して」(北海道本別町・足客町・陸別町)

Support your life

禁 医影样某中

・住宅セーフティーネット法などによって、生活弱者への住宅の提供が奨励されているが、本当に貸しても大丈夫か? ・リスクはどう防いでいけばいいのか。

不動産管理·物件所有

者にとっての問題

危機管理の問題

都市整備

■く住まい>に関する相互安心体制づくり

■安心サポート

※在宅確認サボー・ダイヤル案内サボート・健康・医療相談サボート ※電気のトラブル相談サポート/ガス・給湯器のトラブル相談サポート



足害、陸別も「空き家対策」

年度内に協議会設立

Support your life

あらかじめ以下の「生活サポート」がパッケージされた住宅です

「生活サポート付き住宅」

■ALSOK・24時間365日、緊急時駆けつけサービス・相談・火災監視 ※通報ンステム欧付工事費・月々の使用料金・システムに伴かTT回線工事費・月々の基本使用料金幣は負担

■力ギ、水まわり、ガラスのトラブルサポート

■入居者の財産や権利、契約のお手伝いをするサポーター(任意後見人や契約代理 人など)の紹介とサポーターのマネジメン

■孤独死またはその他の場所での死亡・失踪が起こってしまった際の遺品整理費用 や相談支援専門員、福祉サービス事業者・各種ケースワーカーなど

■担当スタッフによる定期的なアポイントメント ■就労支援および生活再建相談 (限度額あり30万円まで)

・保証協会が通らない。 ・困った時や体調不良の時、近隣とのトラブル時の緊急相談。 ・財産の管理や掃除・炊事が苦手。

件を借りて住みたい人

にとっての問題

「生活サポート付き住宅」の提供

Support your life

Support your life

さらに困った時は?

居した物件が合わず 気居したい

転居先が見つかるまでの民泊物件の緊急時

生活サポート付き住宅の移転の相談

お金や生活物資が

人等)と合わない! 言用できない!

家具や生活家電(中古)のリース、販売、提供 短期資金の相談(無利子貸付機関の紹介) 携帯電話の貸付による電話代節約

サポーターからの情報提供、聞き取り調査 サポーターへの指導、契約解消と交代 Support your life

■火災、落雷や水災などの自然災害、 ※借家人賠償、個人賠償責任特約

> ■分譲マンション等の共益費、管理費 ■ハウスクリーニング費用、原状回復

▮グループホームや施設等の利用料 保証(生活サポートの導入(有料)) 保証(生活サポートの導入(有料))

■家賃、共益費、光熱水費等の保証

「家賃保証システム」

あんしんの賠償保険の加入」

「生活サポート」を支える仕組み

■保険加入者の責任によるトラブル等 (近隣退去時の家賃収入損失や での家主経済的損失への補償 水漏れや落下物等への補償

■水回りや玄関カギの紛失時などの住まいの緊急現場急行サービス 器物破損など)

> ☆更新時(1年)の面談、モニタリングに **☆判断力の低下や心身状況の悪化等**

よる状況把握

費用、残置物撤去費用の保証

があった際の生活サポートの強化

「住まい」を支えるネットワーク体制

市町村 居住支援協議会 市町村 自立支援協議会

相談支援専門員 協議会等

介護支援專門員

協議会等

■民泊物件の日常的な管理 清掃・シーツ交換等を 働く障かい・者の 作業として提供

-住宅新報 2017620 -日刊不動産経済通信第14165号

(生活サポート付き住居)

物件登録

- 住宅新報 2017.07.18 - リフォーム産業新聞 2017.9.5

■マスコミ取材等の状況 (~平成29年9月)

椒あんどの取組み

Support your life

無サンセイレンドインク 東京大学 教育学研究科 Support your life 無あんど 生活再建のために短期借入、 生活物資の不足がある方への支援■「働きたい」障がい、者・高齢者の方々 への仕事の提供・仲介 後見人等 一般社団法人 一般社団法人

honeybee

· 干葉県紅庫免許(1)第1/198号 (公社)全日本不動産協会。員 (公社)全日本不動産協会。員 (公財)東日本不動産協会。 (一社)自由任守建城協会。員 (公財)日本「實性守管理協会。員 (公財)日本「實性守管理協会。」

障がい者、高齢者、生活困窮者等の

「住まい」を支える取組み

許認可、加盟団体等

(東洋経済、 九ジデル等)

物件売買や 賃貸借の相談

コンサラナイング

Sansei Landic

■民泊物件を緊急時における一時的な住まいの場として優先的に提供

三較 神神 神神

全国住宅産業協会

・相談女援専門員
・損害保険募集人
・不動産後見アドバザー

市民後見人等 実務研修

■資格一覧 ・宅地建物取引士 ・介護福祉士

船橋商工会議所

空き家等の 利活用相談

保険代理業

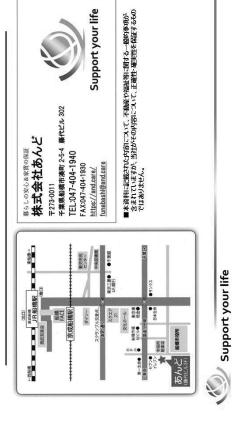
■市民後見人等の養成及び研修等における共同研究

地域後見推進プロジェケト

Support your life

Support your life

御清聴ありがとうございました



事務局

福島県居住支援協議会 (福島県耐震化・リフォーム等推進協議会内) 〒960-8061 福島市五月町4-25 TEL.024-563-6213 FAX.024-529-5274